令和4年12月13日

令和4年第4回和東町議会定例会

(第1号)

和東町議会

令和 4 年第 4 回和東町議会定例会 会議録 (第 1 号)

招集年月日 令和4年12月13日(火)

招集の場所 和東町議会議場

開閉議日時 開議 午前 9時30分

閉議 午後 3時41分

出席議員(10名)

1番	岡	田		勇	2番	髙	Щ	豊	彦
3番	藤	井	清	隆	4番	村	山	_	彦
5番	古	田	哲	也	6番	井	上	武津	生男
7番	岡	本	正	意	8番	畑		武	志
9番	小	西		啓	10番	岡	田	泰	正

欠席議員(0名)

なし

職務のため議場に出席した者の氏名

事 務 局 長 島川 昌 代

書 記 西田絵美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	堀		忠	雄
副 町	長	奥	田		右
総 務 課	長	岡	田	博	之
総務課行財政担当	課長	宮	木		大
地域力推進記	果長	原	田	敏	明
人権啓発課	! 長	中	尾	政	弘
税 住 民 課	長	吉	田	敏	江
福 祉 課	長	北		広	光
診療所事務	5 長	細	井	隆	則
総合施設整備誘	長	竹	谷	秀	俊
農村振興課	! 長	竹	谷	徹	也
建設事業課	! 長	馬	場	正	実
会計管理者兼会計	課長	榎	本	由	佳

議 事 日 程 別 紙 の と お り 会 議 に 付 し た 事 件 別紙議事日程のとおり 会 議 の 経 過 別 紙 の と お り 会 議 録 署 名 議 員 1 番 岡 田 勇 2番 髙 山 豊 彦

議事日程(第1号)

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会の報告

日程第 5 一般質問

午前9時30分開会

○議長 (岡田泰正君)

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦労さまです。

ただいまから、令和4年和東町議会第4回定例会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止対策として議場内扉3か所を開放し、空気清浄機を設置、演台にはアクリル衝立板を設置しております。

また、マスクの着用を必須とし、発言時におきましてもマスク着用でお願いいたします。ただし、演台での発言時につきましては、マスクを外していただいて結構です。 声が聞き取りにくいと思われますので、質問、答弁の際は、必ずマイクに近づけて発 言していただきますようよろしくお願いいたします。

町長挨拶。

○町長(堀 忠雄君)

皆さん、おはようございます。

令和4年第4回の定例議会を招集させていただきましたところ、議員全員の皆さんのご出席をいただきまして本当にありがとうございます。日頃は和東町の行政に何かとご指導、ご協力をいただいておりますことをこの場を借りまして、重ねてお礼を申し上げさせていただきたいと思います。

今、議長からもありましたように、第8波と言われているようなコロナの感染が心配されているとこです。私たちも感染防止に今後も努めてまいりたい。今後とも皆さん方のご協力をよろしくお願いいたします。

今回の定例会には、諮問案件、そして条例の改正、そして補正予算等を予定いたしております。どうか慎重なご審議をいただきまして、全議案ともご可決いただきますことをお願い申し上げまして、甚だ簡単ですが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、岡田 勇議員、2番、 高山豊彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの10日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの10日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

町長。

○町長(堀 忠雄君)

諸般の報告といたしまして、私から、下島地内の相楽東部クリーンセンター安全対 策工事後の状況について報告をさせていただきます。

12月6日付で新聞報道されました。実は今日も報道されているわけでありますが、 相楽東部クリーンセンター場内の安全対策工事後の状況につきましては、先日の相楽 東部広域連合議会でも答弁させていただきましたが、専門家の見解や府技術サポート センターからのご助言等も踏まえ、速やかに原因究明に努めてまいりたいと考えてい るところでございます。

これと併せまして、できるだけこの状況が拡大しないよう、専門家や府技術サポートセンターからの助言をいただきながら、必要な応急処置について速やかに取り組ん

でまいりたいと、このように考えております。

なお、今後の対策につきましては、安全面の観点でいえば、施設全てを撤去することが望ましいことは専門家からも指摘いただいているところではありますが、相楽東部3町村の一般廃棄物の処理をどうするのかという課題がありますので、総合的に検討する必要があると考えております。以上、私からの諸般の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長 (岡田泰正君)

議長より報告いたします。

11月25日付で、和東町商工会会長、井上勝司氏から、商工会に対する財政援助の強化について、商工会への支援及び財政援助の強化について、以上2件の要望書が出されております。

監査委員より、令和4年9月30日現在、令和4年10月31日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

また、会議規則第127条の規定により実施いたしました議員派遣については、お 手元に配付しております一覧表のとおりでございますので、ご覧ください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、村山一彦議員。

○総務厚生常任委員長 (村山一彦君)

それでは、私のほうからは、総務厚生常任委員会の報告をいたします。

本委員会は、11月28日に、町長、副町長、関係課長・課長補佐の出席を求め、 令和4年度各課事業の進捗状況について事務調査を行いました。

令和4年度一般会計予算の執行状況は、前年度からの繰越を除く38億6,690

万円の予算に対し、歳入63%、歳出39%の執行状況となっています。

主な事業の進捗状況を見ますと、茶源郷まつりについて、今年度は3年ぶりに令和 5年2月下旬から3月上旬頃、和東運動公園で現地開催を予定されている。今後、企 画委員会でイベント内容を検討される。

ふるさと応援寄付金事業では、11月10日時点で86件、104万円の寄付があ り、昨年度と比較すると約2倍に増えている。

地域公共交通デマンド化事業、茶源郷乗合交通「ワヅカー」の運行状況については 9月30日より実証実験を開始し、11月20日現在で84人の方が登録され、利用 状況は累計27回、実利用者数は5人となっている。登録されたものの、利用に至っ ていないのが現状であった。当初から現在までの間、いろんな意見を聞き、問題点を 解消するためエリアや料金の改正も行われた。

今年度から実施された障害者訪問入浴支援事業について、1名の方が利用されている。

社会福祉協議会への補助事業である認知症サポーター養成講座は、6月に和東小学校の6年生が受講され、12月には和東中学校や老人クラブを対象に実施される予定である。

新型コロナワクチン接種については、オミクロン対応の2価ワクチン個別接種を9 月28日からスタートし、12月からは集団接種を予定している。

和東保育園耐震改修工事について、来年2月20日の完成を目指し、順調に進捗していると報告された。

質疑に入り、各委員からは、「老人福祉センターの天窓の雨漏りや水道の衛生上の問題など、施設を安心して利用できるように修繕等の検討は。」、「乗合交通『ワヅカー』の利用者が伸びていない。この現状をどう認識されているのか。ふれあいサロンなどで説明会も開催されているが、一度利用していただく機会をつくるなど、実際に体験していただくことで、より理解していただけるのではないか。」、「マイナン

バーカードの申請状況は。行事開催時や出張申請などしていただいているが、周知されていないように思う。マイナポイントの付与もあり、早く広く広げる必要がある。」、このほか、「町のチャイルドシートの保有台数と貸出状況や貸出しの条件は。」、「公式のLINEやTwitter、FacebookなどSNSを利用しての情報発信の取組は。」、同時に、「公共フリーWi-Fiの整備は。」、「防犯上、木津署駐在所のパトロールの強化の依頼」など、活発な質疑や意見など出されました。

また、現地調査として、和東保育園耐震改修工事に伴い、仮設園舎として東保育園で実施されている保育業務の状況や総合保健福祉施設整備に伴い、老人福祉センターで実施されている社会福祉協議会の業務について視察いたしました。

以上、報告といたします。

○議長 (岡田泰正君)

続きまして、産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長(吉田哲也君)

それでは、私のほうからは産業常任委員会報告をいたします。

本委員会は、11月29日、町長、副町長、関係課長、課長補佐の出席を求め、令和4年度の各課事業の進捗状況について事務調査を行いました。

町長挨拶の後、主な事業の執行状況について説明があり、文化的景観調査の研究について、和東町の景観を後世につなぐため、重要文化的景観への選定を目指し、和東の茶業景観における報告書を作成した。

来年1月22日には、和東の茶畑と文化的景観シンポジウムが開催される予定である。

移住・定住促進事業では、11月10日現在、空き家バンク登録数は24件、住宅 整備補助金では5件に対し交付決定を行った。

観光案内所の4月から10月までの来場者数は4,102人、グリーンスローモビ

リティの利用者は559人と、前年度と比較すると2倍の人数となった。

石寺景観周辺駐車場整備事業では、土地鑑定評価業務が終わり、今後、測量設計業 務へと事業を進められる。

総合保健福祉施設整備事業について、現在、社会福祉センター等、解体工事が行われており、事業は順調に進んでいる。

森林経営管理事業では、今年度、弥勒摩崖仏周辺の竹林を伐採する予定である。

茶源郷和東生活応援商品券事業では、コロナ交付金を活用し、1人1万円の商品券 を交付した。

また、10月の臨時会補正予算で計上された価格高騰支援商品券事業として、物価 高騰による生活支援を行うため、1人5,000円の商品券を交付される。12月1 日から各家庭に配送されている。

祝橋整備事業では、10月末に上部工の工事は完成した。

石寺橋整備事業では、測量設計業務を既に発注し、府道木津信楽線との接合部分の 交差点協議の実施や橋台左岸側の工事を今年度末に発注する予定で、現在事業を進め ていると報告があった。

各委員からは、「府道木津信楽線の草刈りは年1回の実施のみだと聞いているが、 今年は特に草木の成長が著しく、トラックなど中央線を越えて走行される場面が多々 ある」。「この件は、従来からも言われているが、草刈りの回数を増やしていただく など、検討はしていただけないのか。事故が起こってからでは遅い。」

「また、茶畑景観を守り、観光客が和東町に来ていただくために、アクセス道路も きれいにしなければ意味がない。悪い印象を与えてしまう。和東町全体のことでもあ るので、景観条例も含めた中でポイントを押さえて整備していただきたい。」

「弥勒摩崖仏周辺の竹林伐採を予定されているが、今後も継続的に実施していただき、伐採後、公園にするなど、有効に活用してはどうか。」

「みんなが主役の地域振興事業である和東茶を使用した商品開発の内容は。」

「オンラインでの茶会や体験ツアー、和東茶マルシェ配信の内容や参加者の反応は。 成果の情報もどんどん発信していただきたい。」

「町営住宅に入居申込みをする際、保証人が必要なため、単身者や高齢者が入居しにくいなどの話を聞くが、入居要件の内容は。」

また、「町道撰原下島線拡幅改良事業の補償金の内容は。」

「杣田地内や撰原地内の町道路面に段差やへこみがある。修繕の予定は。」

スマートワークオフィスの利用状況や昨年放獣した熊のその後の状況など、質疑が ありました。

また、府道宇治木屋線犬打峠トンネル工事について順調に工事が進んでおり、現在、和東町から400メートル掘削されている。発破については、音や振動等、住民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしておりますが、音を少しでも軽減させるため、京都府と調整し、防音扉を設置することになりました。今後も現場と調整しながら進めていきますので、ご理解、ご協力をお願いしたいとされました。

以上、報告といたします。

○議長 (岡田泰正君)

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、相楽郡広域事務組合議会、岡田 勇議員。

同議員には歩行に支障を来すため、自席からの報告を許可いたします。では、報告 をお願いいたします。

○相楽郡広域事務組合議会議員 (岡田 勇君)

議長のお許しをいただきましたので、自席にて報告をいたします。

相楽郡広域事務組合議会報告をいたします。

- 11月25日、令和4年第2回定例会が開催をされました。
- 一般質問では、これからの広域事務組合のあり方や聴覚・言語障害者の豊かな暮ら しを築くネットワーク相楽委員会の要望を問うとの質問がされました。

続いて議案の審議に入り、令和3年度一般会計歳入歳出決算認定について、歳入総額2億5,957万8,659円、歳出総額2億5,497万2,098円で、採決の結果、賛成者全員で認定いたしました。

令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について も、賛成者全員で認定をいたしました。

また、職員の給与に関する条例、会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正、一般会計等の補正予算、京都府市町村職員退職手当組合規約の変更についても、 賛成者全員で可決しました。

そのほか、任期満了に伴う公平委員会委員の選任について、木津川市の藤木美能里 氏が選任され、賛成者全員で同意いたしました。

以上報告といたします。

○議長 (岡田泰正君)

続きまして、相楽中部消防組合議会、小西 啓議員。

○相楽中部消防組合議会議員(小西 啓君)

相楽中部消防組合議会報告をいたします。

11月25日及び28日の2日間、消防本部において令和4年第2回定例会が開催されました。

初めに、河井管理者から新庁舎建設について、11月4日に、造成工事・斜面安定 化対策工事の仮契約書を締結し、工期は来年11月末、約1年後となっている。その後、 新庁舎の建設工事に着手し、令和7年度の竣工を目指し事業を進めている。

管内の火災については、今年に入り建物火災13件、林野火災1件、車両火災1件、 その他の火災26件と報告され、これまで以上に地域住民や自主防災組織をはじめ、 医療関係者等と連携を強化し、地域の防災力を高めていくことが重要であるとされま した。

続いて、議案の審議に入り、令和3年度一般会計歳入歳出決算認定について、歳入

総額14億4,094万2,987円、歳出総額14億35万7,065円で、採決の結果、賛成者全員で認定しました。

次に、職員の育児休業等に関する条例、給与に関する条例、定年等に関する条例等の一部改正について、賛成者全員で可決。

新庁舎造成・斜面安定化対策工事請負契約の締結について、賛成者多数で可決しま した。

また、一般会計補正予算について、6,341万円を減額し、賛成者全員で可決いたしました。

その他、新庁舎建設に係る請願書、新庁舎建設に関する請願書の2件が提出され、 議長を除く13名の議員で構成する請願審査特別委員会を設置し、同委員会へ付託さ れました。委員会で審査し、結果、2件とも賛成者少数で不採択となり、本会議にお いても賛成者少数で不採択となりました。

以上、報告といたします。

○議長 (岡田泰正君)

続きまして、山城病院組合議会、髙山豊彦議員。

○山城病院組合議会議員(髙山豊彦君)

国民健康保険山城病院組合議会の報告をさせていただきます。

令和4年第2回定例会は、11月11日(金)午前9時30分より京都山城総合医療センター会議室において開催されました。開会に先立ち、令和4年10月1日から、介護老人保健施設やましろ施設長を併任された大島洋一脳神経内科部長から自己紹介がありました。

日程第3、諸般の報告及び議案説明では、河井管理者から、新型コロナウイルス感染症の院内クラスターによる外来診療及び救急等の受入れ中止等、近況報告及び本定例会の提出議案の説明がありました。

日程第4、一般質問については、南山城村齋藤和憲議員から「選定療養費関連の対

応について」「マイナ保険証対応について」、木津川市宮嶋良造議員から「組合の職員みんなが働きがい、生きがいをもって働くために」、木津川市山本しのぶ議員から「コロナ第8波に対する体制づくりは」について質問がありました。

日程第5、同意第1号 公平委員会の委員の選任について、任期満了に伴い、引き 続き公平委員として選任することについて、全員同意で選任されました。

日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、令和4年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計補正予算(第1号)については、早急なデジタルX線TVシステムの更新が必要となったため専決処分をしたもの、全員賛成で承認されました。

日程第7、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、医療過誤による治療内容に関すること及び治療に要した費用に対する補償について専決処分をしたもの、全員賛成で承認されました。

日程第8、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、国民健康保険山城 病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについては、政令で定 められた施行期日までに議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をした もの、全員賛成で承認されました。

日程第9、認定第1号 令和3年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計決算認定について、収益では、医業収益が患者数及び診療単価の増により、前年度比5億1,746万円の増となり、事業収益全体では前年度比7億6,953万円の増となった。費用では、医業費用が材料費用等の増加により前年度比4億1,119万円の増、医業外費用は前年度比2,175万円の増となり、事業費用全体では前年度比2億9,384万円の増となった。結果、令和3年度は約3億4,347万円の純利益を計上する黒字決算となった。全員賛成で認定されました。

日程第10、認定第2号 令和3年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設 事業会計決算認定について、収益では、施設療養収益は回転率が高くなり新規入所者 が増加したことから、前年度比1,484万円の増加となった。費用では、給与費が 前年度比2,658万円の減、材料費は226万円の減、経費は72万円の減で、合 計2,923万円の減となった。令和3年度においては療養収益が一定増加したもの の、結果的には1,611万円の赤字決算となった。全賛成で認定されました。

日程第11、議案第12号 国民健康保険山城病院組合職員の給与に関する条例の 一部改正について、令和4年8月8日付、人事院勧告に基づき改正を行うもので、全 員賛成で可決されました。

日程第12、議案第13号 京都山城総合医療センター組織条例の一部改正について、人工透析部門では、現状人工透析のみならず幅広い腎疾患の診療や看護を提供していることを踏まえ、「人工透析部」及び「人工透析室」の名称を「腎センター」に改めるもの、全員賛成で可決されました。

日程第13、議案第14号 京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部改正について、多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建による白内障手術が選定療養費の対象となったため、その費用を加えるもの、全員賛成で可決されました。

日程第14、議案第15号 京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について、 京都府市町村職員退職手当組合を構成する地方公共団体のうち相楽郡広域事務組合が 相楽広域行政組合に改称するため、京都府市町村職員退職手当組合規約の変更に関す る決議をお願いするもの、全員賛成で可決されました。

日程第15、議案第16号 令和4年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)について、施設事業収益では、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に対する補助金として79万2,000円の増額補正、施設事業費用では、消耗品費4万6,000円、消耗備品費74万6,000円、ベッドのキャスター修繕費用150万円、合計229万2,000円の増額補正や資本的収入及び支出の増額補正を行うもの、全員賛成で可決しました。

以上、国民健康保険山城病院組合議会の報告といたします。

○議長 (岡田泰正君)

以上で報告を終わります。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。再質問は、制限時間内の質問を 許可いたします。答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。質問者及び答弁者のご協力を お願いいたします。

初めに、村山一彦議員。

○4番(村山一彦君)

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

府道木津信楽線整備についてお尋ねします。この件は9月議会において髙山議員が 質問されておりますが、関連質問と捉えていただいて結構です。

さて、府道に出ている立木の管理責任はどこにあるのですか。府ですか、町ですか、 地権者ですか。そして、府から毎年、森林環境贈与税の交付金を頂いていますが、そ の交付金を整備に充てられませんか。町長は、交流人口を増やす方法として観光事業 を推進しておられますね。狭い道路の上、立木が出ている。不親切ではないですか。 そして、奈良交通バスより苦情はないですか。答弁願います。

次に、シルバー人材センターの設置についてお尋ねします。

この件については3年前に一般質問をさせていただきました。3年前は定年を迎えた人の健康寿命促進のための質問でした。今回はそれに加え、和東町の現状を憂い、再度質問させていただきます。

前回東部3町で広域シルバー人材センター設立を目指し検討するとの答弁をいただきましたが、進捗状況はどうですか。

和東町は少子高齢化が進み、耕作放棄地が増えています。その管理、特に草刈作業 に難儀されています。その手助けを町がすべきではないでしょうか。 以上、答弁願います。

再質問は自席にて行います。よろしくお願いします。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

ただいま村山議員からいただきました一般質問に答弁をさせていただきたいと思います。

最初に、1 でございますが、府道木津信楽線の整備について、その(3)観光事業 を推進している町としては不親切ではないかについて答弁をさせていただきます。

かねてから私が申しております茶の道「茶道」、いわゆる和東町の道は、お茶と共に発展し、府道・町道双方が相まって相乗することが理想と考えています。議員ご指摘の主要地方道木津信楽線は、本町の根幹路線であり、道路管理者である京都府に対し様々な整備を要望していまして、昨年度、そして本年度は、舗装改良を重点的に実施していただきました。今後は、新名神高速道路(仮称)宇治田原インターチェンジアクセス道路となる主要地方道宇治木屋線との連携を見据えながら、最優先は住民の利便性、そして、観光振興につながる道路整備を京都府と連携を取りながら計画立案させたいと考えています。

続きまして、大きい2のシルバー人材センターについての(1)でございますが、 質問をいただきましたとおり、3年前、東部3町村で広域シルバー人材センター設立 を目指し検討するとの答弁をいただいたが、進捗状況についてでございますが、相楽 東部未来づくりセンターで相楽東部3町村での設立を中心に考え、準備検討している ところでございます。これまで、「シルバー人材センター」のニーズ調査や意識調査 を実施しております。令和4年度内には事業者向けアンケート、官公庁アンケートを 実施し、業務量や人材など、事業者や各町村役場にどのような業務があるのかを把握 するため実施を予定しており、その結果を基に検討・準備を進めていきたいと考えて おりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

次に、(2)でございますが、和東町は少子高齢化が進み、独居世帯も増え、耕作 放棄地も増えている。その管理に苦労されている。その手助けを町がすべきではにつ いてであります。

耕作放棄地につきましては、少子高齢化や担い手の減少をはじめ、立地条件や小規模農地による採算性の低さなどの影響から、今後もその増加に当たり懸念しているところで、農地を取り巻く全国的な情勢としましても課題となっているところであります。管理がされていない農地では、雑草の生い茂り、病害虫の発生、野生鳥獣による被害要因、ごみの不法投棄や景観の悪化など多岐にわたる問題点があると認識しております。農地中間管理機構など関係機関との連携により対策に取り組んでいるところでありますが、抜本的な解消といたしましては難しい状況にもあります。今後は、現状の各種施策の取組と併せながら、農地所有者が事情により除草等による管理ができない場合、必要に応じて機動的に動けるような体制・組織づくりの構築、町としてできる施策を考えていくということが必要であると思っており、関係者やそれぞれの地域住民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、併せまして、農地は所有者の財産であり、基本的には、引き続き所有者の皆様が適正な管理を行っていただけるようにお願いしてまいりたいとも考えております。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。

その他の質問につきましては、各担当課長から答弁をさせていただきます。

以上、村山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 (岡田泰正君)

総務課長、答弁。

○総務課長 (岡田博之君)

おはようございます。

それでは、私のほうから、村山議員の一般質問、大きな1番、府道木津信楽線の整備について、(4)奈良交通バスより苦情はないのかを答弁させていただきたいと思います。

村山議員もご承知いただいていますように、奈良交通和東木津線は、平成14年1 0月よりJRバス近城線の廃止に伴い、国・京都府の補助を受けて運行している路線 バスでございます。約20年前の運行開始当時には、奈良交通から原山、湯船小杉間 の府道木津信楽線の道路に生い茂っている樹木の伐採やトンネル付近のカーブミラー 設置などの要望がございまして、当時、山城南土木事務所で対応をお願いしたことが ございました。

近年では、府道木津信楽線でも最も狭小な区間である湯船小杉停留所から都合殿、 清水橋間の道路拡幅や樹木の伐採についても京都府から計画的に事業を実施していた だいております。

また、昨年につきましては、原山地内の法面でございますが、こちらにつきまして も整備をされているところでございます。

奈良交通から要望があった場合につきましては、建設事業課と協力いたしまして、 山城南土木事務所のほうにお願いをしたいと考えておりますので、よろしくお願いい たします。

以上、村山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長(馬場正実君)

おはようございます。

それでは、私のほうから、村山議員からいただきました大きな1番、府道木津信楽 線の整備について、(1)府道に出ている立木の管理責任はどこにあるのか(府・ 町・個人)について答弁させていただきます。

村山議員のご指摘は、路線両側に繁茂する樹木が通行の妨げになっているんではないか、対策と対応はどうなっているのかということだと受け止めています。

これは令和4年第3回定例会において同様のご質問をいただいていますので、答弁 が重複するところがございます。また、今、総務課長が答弁しました内容にも重複す るところがございますので、ご理解のほうお願い申し上げます。

中山間部における道路管理については、路側の草、法面から張り出す樹木の枝などが道路管理者の頭を悩ます事象であることは言うまでもありません。現在、京都府では、路側の草を年に1回、路側帯1メートル除草を行っていただいております。また、樹木については住民からの要望などを踏まえ、必要に応じて除伐作業を実施されています。しかしながら、予算の関係などもあり、全路線を実施できない状況であるのは言うまでもありません。

当課、建設事業課に住民や一般通行者、また、先ほど総務課長が答弁をしました奈良交通などから要望が届いた場合は、山城南土木事務所担当課と調整を行い、予算の範囲内で施工範囲を確認し、実施していただいているのが現状です。

ただ、法面から張り出す樹木は道路敷地だけではなく、隣接土地所有者の管理範囲もあります。道路敷地外は即対応するというのは非常に難しく、最初に土地所有者への除伐の依頼、できない場合は道路管理者としてできるかどうか、予算の捻出ができるかどうかなどを検討した結果となり、現状、進んでいないのが実情でございます。

また、他の対策としましては、道路の通行安全確保を目的とした道路法面整備を実施していただいています。施工事例を申しますと、こちらも総務課長のほうから先ほど答弁がございましたが、湯船小杉地内や原山の法面の斜度のきついところは、交通安全対策として和東町からも要望し、事業化されています。

そのほか、今回質問にもありますように、担当は農村振興課になりますが、また後、 答弁をすると思いますが、過年度創設されました森林譲与税を活用した事業なども検 討していただいております。

いずれにせよ、(仮称) 犬打峠トンネル完成後は交通量が増大することも予測されますので、町長の答弁にありましたように、京都府との連携をさらに強化し取り組みたいと考えていますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上、村山議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長 (岡田泰正君)

農村振興課長。

○農村振興課長(竹谷徹也君)

村山議員からの一般質問に答弁をさせていただきます。

私からは、1.府道木津信楽線の整備について、(2)府からの森林環境税の交付金を整備に充てられないかについてでございます。

森林環境譲与税につきましては、市町村においては、間伐や木材利用の促進・普及 啓発等、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされております。これま で手入れが十分に行われていなかった森林の整備や山村の振興につながることが期待 されています。

事業の取組に当たりましては、創設の趣旨を踏まえつつ、法令に定められている範囲で幅広く弾力的に実施が可能となっております。道路等のインフラ隣接森林における立木の伐採や林の端のところの林縁部の間伐、また林道沿線の支障木伐採、枝払いも一定の要件を見たし、手続を行った上で実施が可能でございます。

府道木津信楽線は国道163号線とつながっており、(仮称)犬打峠トンネルが完成した暁には大型車両等の交通量が増えることが予想されます。また、景観の関係もございます。本事業におきまして、できる限り整備を進めていければと考えております。地域の活性化につながり、住民の皆様の安全・安心につながる効果が得られるように、関係機関と調整を図りながら事業に取り組んでまいりたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長(岡田泰正君) 村山議員。

○4番(村山一彦君)

ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

通告書に基づいて、上からやらせてもらいたいと思います。

先ほど馬場課長、立木の管理について、住民からの要請というようなことをおっしゃられておりましたけども、住民からの要請ですか、それとも業者からの要請ですか。 その辺はどうですか。

○議長 (岡田泰正君) 建設事業課長。

○建設事業課長 (馬場正実君)

はい、お答えさせていただきます。

非常に多いのは、やはり通行する一般車両の住民が多いです。

○議長 (岡田泰正君)

村山議員。

○4番(村山一彦君)

そして、要するに、個人の土地であったら、所有者の許可が難しいというようなことを答弁されました。そんなん難しいんですやろか。実際、雑木とか生えてたら、切ってくれるのやったらありがとう、というような形になるんじゃないかと思うんですが、どこが難しいんですかね。

○議長 (岡田泰正君)

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長 (馬場正実君)

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、一つは、通行権がございますので、高さ4メートル50までの部分に関しては通行権のほうで切らせていただくことは可能です。ただ、それを超えますと、住民個人の所有権が発生しますので、無断で切るというのはなかなか難しく、お願いをするというような形になります。

難しいという部分につきましては、地元の方で、例えば区長さんのほうから通じてすぐに話ができる方に関しては意外と理解を得られやすいんですけども、町外の方が持っておられたり、相続されてここにおられなかったりということがございまして、そういう方々になってきますと、どこにおられるかということの突き止めから始めますので、その点につきましては、町道であろうが、府道であろうが、なかなかつかまえにくいのが今の現状となっています。

○議長 (岡田泰正君)

村山議員。

○4番(村山一彦君)

私も深くは知らないんですけどね、私がお茶をやりかけたときに近くのおじさんから言われたんですけどね。雑木は勝手に切ったらええんやと。ヒノキとかね、植林したもんは勝手に切ったら怒られると思うんですけど、雑木は勝手に切ったらええねん、そんなもん邪魔やから、というようなことを言われたけど、その辺はどうですか。

○議長 (岡田泰正君)

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長(馬場正実君)

答弁させていただきます。

確かに、今、言われるとおりでございます。昔は特に町道とか、そういう里道とかにつきましては五間縁などというのがございまして、その部分に関しては勝手に切ったらええというような話はよく聞くんですけども、最近ですと、その辺のことを理解できない方がおられますので、一旦きちっと説明をした上で切るというようなことに

なろうかと思います。

先日も実は撰原地内で同様のことがございまして、これは町道ですけども、所有者が大阪府内におられるということで、なかなか所有者にたどり着けなかったという事情もございまして、これは通行権のほうを行使したんですけども、雑木にしましても大きくなってくると、木の根本自身が全然所有地にある場合がございますので、その辺のことも含めますと、なかなか理解を得るのに時間がかかっているのが現状でございます。

○議長 (岡田泰正君)

村山議員。

○4番(村山一彦君)

先ほど産業常任委員長からの報告もありましたように、弥勒さんの前の竹藪が昨日通りましたら伐採されてました。それは森林環境贈与税のほうを使っての伐採と聞いております。せんだって農村振興課へ行って東本君と話ししてましたら、根本を切るのに際してはそれを使えるようなことを言ってましたので、そういうような形で対処しようと思っておられるのか。先ほど建設課長の話を聞いてたら、住民からの要請があって初めて動くというようなことです。行政のほうから積極的に、能動的に動くという感じは全然受けられないんですけど、その辺、町長どうです。これは町全体の問題なんですけど、受け身でよろしいのか、その辺はどうお考えですか。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

今ご質問ありますように、通行に出てきているなとか、そういうように感じるものについては計画的に何とかならんかということで、能動的にはこちらからお願いする。 そういう中で、今、課長が答弁しておりますように、なかなかたどり着けず遅い場合があります。石寺からこっちへ来ているとこなんかは早くやらなきゃならんというよ うに思ってはおるんですけども、なかなかそういう点で実現しておらないということ も事実です。今後そういったことについて十分説明し、また十分この辺については当 たっていくということで努めてまいりたいと思います。

○議長 (岡田泰正君)

村山議員。

○4番(村山一彦君)

私も実際経験したんですけど、まだ1年もならないんですけど、加茂のほうから帰ってきたら、向こうのほうにトラックが進んできまして、対向車も何もなかったんですけど、木が出てるんですね。それを無意識にか意識的か分かりませんけど、センターラインをオーバーしてくるんですね。道幅は狭い。そしたらこっちのほうから行ったとき絶対事故になるんです。そういうような事例はあると思うんです。だから、やはり能動的に動いていただいて、事故の起こらないような形でね。

実際走っていただいたらこの頃よく気になるんです。この木、何とかならないのか。 やはり和東町に入ってくるに際して、トラックあたりでも養生テープとかいうんです かね。そういうもんを貼ってるらしいんです。ある人に聞いたら、今、お歳暮シーズ ンで宅配便が忙しいですね。ヤマトあたりとかでしたら、車が足らなくなったらレン タルすると。借りてる車ですので、傷ついたらかなわんということで、和東へ入って くるには全部テープを貼ると。だから、そういうことを考えて、何かもっと積極的に 動かないのか、その辺はどうです、町長。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

今ご質問いただきましたように、これについては、やはりそういう質問の言われる 内容というのは非常に大事だと思っておりますので、今後そういうことを真摯に受け とめながら努めてまいりたいと思います。

○議長 (岡田泰正君)

村山議員。

○4番(村山一彦君)

そして、先ほど馬場課長もおっしゃいましたように、トンネル開通するのが1年半を切ったということですね。新名神のほうはもう少しかかるようですけど。あそこはトンネルが開通したら絶対に163から宇治のほうへ走る。高速がついたら高速に乗る。その逆も十分考えられます。飛躍的に交通量が増えると思うんです。だから、そんなのんびりしてるような時間もないんです。だから、先ほど府のほうと協力して云々とおっしゃってましたけど、その辺の動きをもっと早く動くような考え方はないんですか。どちらでも結構です。

○議長 (岡田泰正君)

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長 (馬場正実君)

京都府と一緒になってという話ですけども、基本的には毎年数回会議を持ったりとか、それから今回もこの15日に京都府とそれから警察との協議を持ったりはしてます。その中でもう少し強くうちのほうから要望させていただくのと、それから、農村振興課長が答弁しました森林譲与税、もしくはその他の類いの補助事業とか、それから、単費も含めまして検討した上でかかりたいと思います。

もう1点は、電線が走ってますので、これも含めて関電等の調整もできると思います。今以上にいろいろなところと協議を進めながら、持ち場持ち場をやっていけるように努力したいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長 (岡田泰正君)

村山議員。

○4番(村山一彦君)

早く進めていただくようにお願いしたいんです。

先ほど森林環境譲与税ですか、これは今、府のほうに納めてる分の交付金ということなんですが、2024年から国の森林環境譲与税の徴収が始まると。それはかぶることはないと思うんですけど、今、これは人口割でやってますので、こういう山の多いとこが少ない。そして、まちの人口の多いところが森林環境譲与税が入ってるんですけど、どことも基金に積んでるらしいんですね。どこをやっていいか分からないと。和東町も一度だけ、初めの年は撰原の向かいのほうをやられましたけど、今後この森林環境譲与税をどういう形で使っていこうと考えておられるのか、答弁願いたいです。○議長(岡田泰正君)

J 俄 区 (画 田 水 工 石 /

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長(竹谷徹也君)

村山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在の森林環境譲与税の状況につきましては、村山議員おっしゃったとおり、全国的に基金に積まれている状況でございます。本町におきましても、森林環境譲与税につきましては先ほど申し上げましたとおり、地域の活性化や住民の皆様の安心安全につながるような効果が得られるように事業に取り組んでまいりたいと思っているところでありますが、具体的には府道沿いの伐採もございますが、本町におきましても林道がございます。その林道につきましても、今かなり木のほうが生い茂ってる状況でございますので、そちらのほうの手入れ、また間伐等の事業ですね、こちらのほうは森林組合ともまた調整をさせていただきながら、積極的に進めていかなければならないと思っているところでございます。

以上です。

○議長 (岡田泰正君)

村山議員。

○4番(村山一彦君)

先ほど産業常任委員長の報告にもありましたように、草刈りもね、今年は雨がたく

さん降りまして、草が非常に生えております。和東町は自転車がよく通りますので、 草が生えていたら絶対に膨らむと思うんです。やはり危ないですので、草刈りのほう も、年1回と言わず、ちょっと要望のほうもお願いしたいと思います。

そして、次はシルバー人材センターについてお尋ねします。

3年前に、要するに、東部連合で計画すると町長の答弁をいただいてます。 3年経 ちました。今日の答弁を聞いていたらまた同じことでニーズの調査、結局、何も進ん でないんじゃないですか。その辺はどうですか。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

シルバー人材センター、和東町とか農村地域、非常に遅れていることは各市町村を見ても数少ない3町の一つの町なんですが、ここのどこに原因があるかというのは、やっぱり農村ということで、本当に高齢者も現役で頑張っておられるというのが1点あります。そして、困っておられる方というのは、社協のほうでボランティアをやっておられると。そして、一つは、NPOでも立ち上げておられるところがあります。こういったことで、需要というのは非常に大事になるだろうということで、需要がどこにあるかということを優先してまいりました。

そういう中で、非常に今もあるのは、これは共同でやるほうが、事業者とか、そういうところが多いわけですから、安定して事業ができるということで、そういう話の中に和東町も乗らせていただいたと。1町でつくるよりも3町村で広域でやるという方針を決めて取り組んできた。確かに現在のところ3年ありますけど、難題がたくさんあります。現実問題、今、言ったところは改善というのか、ここが大きな課題となっておりますから、ただ、これはどうあるべきだろうかというのはまだまだ考えていかなきゃならんということで頭を痛めているところであります。

はっきり言われるように、需要と事業者もあればすぐ立ち上げられるところもある

んですが、そういった点が非常に大きな課題だというように受け止めております。この課題を乗り越えて、これも広域というのが本当にいいのか、もう一つは、また、それらから今のやっているところの内容を充実させるのがいいのかとか、やる方法というのは今後の検討の中でも考えていく必要があるというように私は受け止めております。確かに、今、言われるように、長くかかってということはちょっと反省もしておりますので、ご理解よろしくお願いします。

○議長 (岡田泰正君)

村山議員。

○4番(村山一彦君)

東部3町でやるということはいいことだと思うんです。今、南山城はシルバー人材センターを立ち上げてやっておりますけど、この間、村の議員に聞きましたら、小規模すぎて補助が下りてないと。確かに、この間、東部連合でも質問したときに、東部を合わせて7,300人しかいないんですね。木津川市だけでも8万人いるということで規模が全然違うんです。

先ほど町長、社協あたりでやってると言いましたけど、玄関の入り口ぐらいの草は 刈ってくれるらしいんですね。田んぼになってきたら、それはできないということに なってます。

今やはり困っておられるのは独居老人で、うちの近所でもいます。女の人です。やはり良心のある人は一人で悩まれるんです、高土手の草を何とか刈ってくれる人がいないだろうかということでね。だから、そういうことのために町がシルバー人材センターなるもんでも立ち上げて助けてあげる、ということが大事だと思うんです。助ける気持ちはありますね、町長。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

先ほど質問ありますように、この3町においては、南山城村が非常に進んでやっておられると。その中でも事業者が多いということから、広域でやるほうが一番現実的だろうということで取り組んできましたが、それにおいても、先ほどのように問題点があるんだったら、今、言われるように、違うほうに変えてというのも選択肢に考えていかないといかんだろうと。そういう意味では、今後、町というのもあり得るのか、このように思っています。今後は非常に大事な一つであるというのは理解しておりますが、今後、今まで広域という一本で来たわけなんですが、今、質問ありますように、とにかく実現させる方向で検討していくと、こういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長 (岡田泰正君)

村山議員。

○4番(村山一彦君)

私もシルバー人材センターだけを設置しようというんじゃなしに、何かほかの方法があればそれでいいかと思います。実際に町長も私たち議員も住民の負託を受けてこの場にいるわけですので、住民の意向を考えるということは一番大事かと思いますので、その辺を考えていただきたいと思います。

今、大北リサイクルセンターですか、今、町のほうが全部ごみの収集をお願いしているわけなんですよね。この間、社員の人から聞いたら、やはりあそこら辺もパッカー車の運転手がなかなか集まらないと。若い人がミッション車の免許を持ってないということで、シルバー人材センターの設立を待ってるというようなことを言っておられます。だから、相身互いというような形で、やはりそういう形でシルバー人材センターの設立を目指したいと思うんです。町長、リサイクルセンターと和東町も相身互いというような考え方をすると、その辺はどうでしょうか。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

シルバー人材センターを設けるとなれば、それを事業者に参加をしていただくとい うのは、非常にこれも大きなポイントであるわけです。今お聞きいたしましたら、そ ういった事業者があるということは、今後考えていく上において非常に大事なことか なというように思っております。

○議長 (岡田泰正君)

村山議員。

○4番(村山一彦君)

そして、町長、和東町は美しい村連合に入ってますね。ところが、この頃やはり府 道沿いに放置された農地が増えているということは、汚い村連合に入らなくてはなら ないんじゃないかと思うんですね。美しい村連合に退会ということに追い込まれない か、その辺はどうですか。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

当然、美しい村連合というのも、入ればずっと永久に入っているものではありません。いわゆる5年に一度、現地調査があるわけですから、やっぱりそういうまちづくりを目指していかないと、今言われる対象に、脱退どころか外されるということがあるわけです。これは私どもみんなこれまで美しい村連合、これは各課挙げてまちづくりの方向として、皆、認識しているものですから、それぞれの部署で何がきれい、美しいという概念をですね、草だけやなしに全てにおいて、文化、生活においてもしていけるようなまちづくりが大事かと思っておりますので、これは重要なことだと思っております。やっぱり美しい村、という認識されるまちづくりをこれからもみんなでつくっていきたい。これは住民の協力もいただくということで、全町挙げて一丸で取り組む課題だというように思っておりますので、ご理解よろしくお願いします。

○議長 (岡田泰正君)

村山議員。

○4番(村山一彦君)

美しい村連合に入りたいけど入れないという自治体もたくさんあると聞いてます。 だから、やはり町の景観を守っていただいて、そして住民のために手助けをするとい うような観点からも、シルバー人材センターの取組のほうをよろしくお願いしたいと 思いまして、私の質問を終わります。

○議長 (岡田泰正君)

村山一彦議員の質問をこれで終わらせていただきます。

会議の途中ですが、ただいまから午前10時50分まで休憩を取ります。

休憩(午前10時40分~午前10時50分)

○議長 (岡田泰正君)

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

畑 武志議員。

○8番(畑 武志君)

皆さん、おはようございます。

議長の許しを得ましたので、通告書に従い一般質問をさせていきます。

最初に、主要地方道木津信楽線、町道和東笠置線アクセス道路についてお尋ねいた します。

特別老人ホーム「わらく」がサービスを始めましてから約20年が過ぎようとしています。そこでまず、そのことについて町長にお伺いをいたします。

建設当時、わらくが本町でのサービス開始に合わせ、釜塚区内をサービス車両が通行することと併せて、職員車両が通行することの対策として、府道木津信楽線から町道和東笠置線道路整備を行うことで地元説明があったことは記憶されていることと思います。そして、その後、全く事業が進んでいないことについてはどのようにお考え

になっておられるのか、その現状及び今後の計画について答弁を求めたいと思います。 次に、この件に関連し、副町長にお尋ねをいたします。

今回建設される「総合福祉施設」建設について答弁を求めたいと思います。

他の議員からも同様の質問が出されているかと思いますが、私はこの1点に絞り答 弁を求めたいと思います。

副町長は、さきに町長に答弁を求めました道路整備の計画を立案された当時、建設事業課長、総務課長を歴任されていたと私は記憶しております。また、今回、総合福祉施設の建設のプロジェクトの長だと私は受け止めております。今回この建設の施設へのアプローチ道路はどのように考えておられるのか、私がここで確認したいのは、この1点。

この道路は、府道木津信楽線と町道和東笠置線のアクセス道路を兼ね備えた路線と して整備されていくのかということでございます。この1点について答弁を求めたい と思います。この質問の具体案を計画されているのは建設事業課長だと思いますので、 これについても答弁を求めていきたいと思います。

次に、移住・定住事業についてでございます。3点質問させていただきます。 まず、空き家バンクの現状、問合せ件数、稼働実績、実働実績です。

次に、移住・定住促進と快適な住環境整備についての移住・定住への支援状況は。 また実績、その課題はどのように見えてきたのか。3点をお願いいたします。そして、 今後新たな産業の創出、空き家等を活用した民間業者への支援、その実績と課題につ いて答弁を求めたいと思います。

最後に、新型コロナワクチンの接種の今後の動向についてどのように検討されてい くのかということについてお伺いをいたします。

新型コロナ感染症は、社会生活、また世界を一変しただけでなく、今なお感染脅威 に脅かされる日々が続いています。先日の国の動向を見ますと、令和5年度以降、ワ クチン接種に個人負担が発生するという協議が行われているという情報がございまし た。そこで、自己負担額は決定しているのか、また、自己負担額が確定した場合に対して、 町独自の支援は検討されているのかについて答弁を求めたいと思います。

以上、大きく3点、よろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

〇町長(堀 忠雄君)

ただいま畑議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、主要地方道木津信楽線、町道和東笠置線アクセス道路の整備について答弁 させていただきます。

町道整備については、大きく幹線道路整備、生活道路整備、維持修繕工事などに区分し、それぞれを事業化しております。さて、今回のご質問いただいています路線は、幹線道路整備と位置づけ整備する道路であると考えています。特に、この路線整備計画については、先に計画立案した「お茶の町を拓く、グリーンロード21計画」に位置づけする南部幹線へのアクセス道路と位置づけるだけでなく、現在建設中の総合保健福祉施設や介護老人福祉施設わらくへのアクセス道路としての利便性も考慮した計画が必須であり、計画的に整備を促進させていくことが求められていると考えております。そういった考えの下、来年度以降に事業着手できるよう担当課に指示をしていますので、地元の方並びに土地所有者のご理解とご協力をいただきたいと思っております。

次に、新型コロナワクチン接種の今後の動向についての(2)自己負担額に対して 町独自の支援は検討されているのかについてでございますが、ご質問にありましたよ うに、今、厚生労働省において感染症法上での分類を第2類相当から第5類へ引下げ の議論が本格的に開始されました。これについては、第7波での致死率が季節性イン フルエンザと同程度となり重症化率も低下していることによるものですが、日本医師 会などの有識者からは新規感染者の増加など予断が許されない状況の下で、分類の引き下げやそれに伴う治療やワクチンなど自己負担が発生することが想定されることについては、より慎重な議論が必要との意見も出されていることから、国の方向性や法改正など注視した上での検討になろうかと思われますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

そのほかの質問につきましては担当課長から答弁させていただきます。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長 (岡田泰正君)

副町長、答弁。

○副町長 (奥田 右君)

それでは、私のほうから、1番の町道整備事業について、(1)主要地方道木津信楽線、町道和東笠置線アクセス道路の整備について答弁させていただきたいと思います。

当路線につきましては、先ほど町長が答弁をしましたように、現在建設中の総合福祉施設や特別養護老人施設わらくへのアクセス道路も兼ね備えた道路路線であります。 私も同じ認識をしておりまして、短距離でまた町道和東笠置線へのアクセスができ、 両施設への利便性向上を兼ね備えられるような路線法線を決めてまいりたいと思って おります。

具体的には担当課長に答弁させますが、特別養護老人施設わらくが運営を開始して以来、釜塚区内を特別養護老人施設わらくの関係車両が日200台近く通行しております。施設の周辺の方々はもとより釜塚区民の方々には長年、大変ご迷惑をかけていることも認識をしておりますので、早期解決に向けて努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長 (岡田泰正君)

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長 (馬場正実君)

それでは、畑議員からいただきました大きな1番、町道整備事業について、(1) 主要地方道木津信楽線、町道和東笠置線アクセス道路整備について、路線概要、整備 の目的など町長、副町長が答弁しましたので、私のほうからは、当路線における事業 化に向けた具体的な整備方針などについて答弁をさせていただきます。

今回整備を目指すのは、町道役場向出線、町道中溝学校線、町道中溝役場線の3路線から主要地方道木津信楽線、町道和東笠置線へアクセスする道路の整備で、過去に特別養護老人ホーム建設時に整備計画、策定された道路計画の一部を変更し、新設町道を築造することで整備を行うものです。

最初に、主要地方道木津信楽線から現在建設中の総合福祉施設の間は、駐車場整備 と併せ新設道路を築造します。進捗状況を申しますと、主要地方道木津信楽線と新設 する道路の交差点計画を作成し、現在、道路管理者である京都府山城広域振興局山城 南土木事務所と協議を進めています。

交差点協議につきましては、上位道路管理者が、いわゆる京都府が所轄する警察である京都府警木津警察署と協議を行い、最終的には所轄する木津署が京都府警本部と協議を重ねるといった手順になります。交差点計画は、総合福祉施設建築を担当する総合福祉施設整備課並びに地域公共交通を担当する総務課から、今回整備する駐車場内にバスロータリーを併設するよう計画していることから、今回整備する交差点規模は釜塚住民の方が日200台、特別養護老人ホームわらく利用者関係車両が実績から200台、総合福祉施設・役場来庁者が日200台を利用する計画で、計、1日当たり600台前後の車両が新設する交差点において右左折利用する計画で事前協議を進めています。

併せて、バス停を設けるという計画があることから、奈良交通に対してバス停の設置、バス路線の変更打診をし、内諾を得たところです。今後は近畿運輸局など、路線

の許認可関係の協議を行い、その後、許認可の申請を行うという作業になります。

交差点の規模の確定につきましては、全ての協議が終了した後、確定されるということでございます。主要地方道木津信楽線における交通規制がその後行われまして、いわゆる右寄りレーンの設置や府道へ入る際の一旦停止規制などの協議が続いて行われることとなります。今回の交差点の位置は、和東交番東側において計画する新設道路です。その後、整備する駐車場に東側を併設し、道路を築造したいと考えております。

次に、町道役場向出線、町道中溝学校線、いわゆる役場職員駐車場南側から特別養護老人ホームまでの間は、現在、町道認定をされておらず、町道中溝役場線、町道中溝学校線の町道向出線と町道中溝学校線をアクセスと考えて整備を進めたいと思っております。

特別養護老人ホームわらくから町道和東笠置線の間は、町道向出線、現道を拡幅する計画となっています。

道路改良につきましては、今、説明させていただきましたとおり、3ブロックに分け整備を進める計画で事務調整を行っておりますが、計画の3分の2、いわゆる府道から旧中和東小学校、わらくまでの間が町道認定をされていないため道路新設改良ということになります。従来活用している交付金事業の対象にもなりませんので、令和5年度当初事業では不透明な状況ではありますが、令和5年度以降の優位な道路新設改良補助交付金事業が適用できるよう、現在、京都府と調整を行っているところでございます。その調整を行いながら準備を進めていきたいと考えております。

現時点では、木津信楽線から和東笠置線の間、総事業費約1億5,000万円前後を見込み、事業実施については令和5年度から3か年事業で実施できるよう協議を行ってまいりたいと考えております。つきましては、地元釜塚区並びに用地地権者のご理解とご協力が得られるよう事務を進めたいと思っておりますので、ご支援いただきますようお願いし、畑議員からいただきました質問の答弁といたします。

○議長 (岡田泰正君)

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長 (原田敏明君)

おはようございます。

私のほうから大きい2番、移住・定住事業について、(1)から(3)まで答弁を させていただきます。

まず初めに、(1)空き家対策(バンク)の現状について、空き家バンクの現状は、 問合せ件数、実績につきまして答弁させていただきます。

平成30年3月に空き家バンクを設置し、平成29年度2軒、平成30年度5軒、令和元年度2軒、令和2年度4軒、令和3年度8軒、令和4年度11月末時点で4軒の登録で、うち1軒が再登録をされておりますので、現在、合計24軒の空き家が登録されております。24軒のうち17軒が所有者と利用者の間で契約が成立しております。残り7軒が未契約、うち2軒につきましては現在交渉中でございます。

以上が空き家活用の現状でございます。

次に、空き家の問合せ件数についてでございますが、令和3年度25件、令和4年度12件の方から問合せがございました。空き家バンクを利用されたい登録者数につきましては、令和4年11月末時点でトータル81件、令和4年度の登録数につきましては9件となっているところでございます。

問合せにつきましては、やはり新型コロナウイルス感染症の影響により田舎暮らしが見直され、リモートによる働き方が定着しつつあり、田舎暮らしに興味を持たれている方が多く、若い世代では、古民家ですぐ住める状態で家を借りられ、しばらく住んでから購入されたいという方や農ある暮らしを希望される方、また60歳前後の方につきましては、退職された後、田舎でゆっくりと暮らしてみたいという考えで相談に来られておられます。空き家バンク利用者登録数は、都会に住まなくても仕事ができる方、また茶業をやってみたいと考えておられる方が相談に来られておられます。

空き家バンク利用者登録が空き家バンク登録件数をかなり上回っておりますので、課題といたしましては、空き家バンクの登録を拡大することが挙げられます。そのため、年度当初4月に固定資産税の通知に空き家バンク登録についてのチラシを同封させていただき、町内外の方へ向けまして空き家の掘り起こしをしているところでございます。

また、区長様へのヒアリングや空き家登録に係る回覧のご依頼をいたしまして、年 に数回帰省される方にご近所様からお声かけをしていただきたいという思いで、周知 させていただいているところでございます。

また、広報紙れんけいの12月号の折込みチラシで空き家バンク制度をご利用した移住者の方、旧家主の方、ご近所の皆さんの空き家を通じた出会いと変化などを紹介したチラシ、空き家再生物語として周知させていただいているところでございます。 今後も地域の皆さんのご協力を得まして、空き家の掘り起こしを進めてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、(2)移住・定住促進と快適な住環境整備について、移住・定住への支援 状況は、実績と見えてきた課題につきまして答弁させていただきます。

和東町の人口も3,600人を割り込む水準まで減少しており、少子高齢化が顕著になり、農業や地域の活動の担い手の確保やまちづくりの活力を維持していくため、あらゆる手を講じまして人口減少に歯止めをかける必要がございます。こうした状況の中、移住促進は人口を増やしていく取組として特に重要な施策であり、和東町の魅力発信や京都、大阪、東京に開設した京都府の移住相談窓口を活用して、町外からの人の呼び込みと伴い、住む場所の確保や移住者の定着支援といった町内の取組など、京都府と関係団体と連携しながら対策を進めていく必要がございます。

移住者への支援といたしまして、和東町空家活用移住促進事業補助金として、町外から移住者が空き家バンクに登録されている空き家を取得または賃借し、自ら居住する目的で行う改修等を支援するものでございます。

補助額につきましては、京都府移住促進条例に基づく京都府移住促進特別区域内の 湯船地域、東和東地域の空き家バンクに登録されている空き家に対しましては上限1 80万円、指定区域以外の中和東区域、西和東区域につきましては上限90万円まで 支援をしており、これまでの実績でございますが、令和元年度90万円1件、令和2 年度180万円1件、令和3年度180万円2件、90万円3件、11万1,000 円1件、令和4年度につきましては180万円2件、90万円3件、合計の1,54 1万1,000円を交付しているところでございます。

併せまして、空き家流動化促進事業がございます。町外からの移住者に空き家を売却、または賃貸する際に、空き家所有者が行う家財の撤去等に要する費用を支援するものでございます。こちらの制度につきましては、特別区域に指定されていることが活用の前提条件となっており、1戸当たり上限額は10万円で、実績といたしましては、令和2年度1件、令和3年度3件、令和4年度につきましては現在において申請はございません。

また、地域力推進課所管の支援施策につきましては、新生活支援事業補助金、子育 て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金がございます。こちらにつきましても、今年 度の実績がございませんので、12月の広報紙の折込みチラシにより再度周知させて いただいたところでございます。こうした支援の施策により、空き家バンクの利用の 移住者につきましては、平成30年度から令和2年度の3年間においてわずか3件で あったものが、令和3年度11件、令和4年度11月末時点でございますが、3件、 現在交渉中が2件でございますので、一定の成果が出てきたものと考えております。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、空き家物件が空き家バンク利用者の供給に追いついていないというのが現状でございますので、安定して供給していく必要がございます。地元と連携した空き家情報の提供や空き家の継続的な供給が行われるよう、来年度より移住対策の移住促進に係る専門的な人材の配置を検討、実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、移住促進特別区域につきましては京都府の制度ではございますが、特別区域に指定されてその地域に移住してくる方につきましては、非常に手厚い空き家改修等の補助が受けられるなど、有益なものでありますので、移住者の増加も期待できるということから、現在、湯船地域、東和東地域が登録されておりますが、今後、和東町内全域で指定できるよう住民の皆様にご協力をお願いいたしまして、指定目指してやっていきたいというふうに考えているところでございます。

続いて、(3)新たな産業の創出は 空き家などを活用した民間事業者への支援は、 その実績と課題につきまして答弁させていただきます。

新たな産業の創出として、和東スマートワークオフィスを平成30年3月1日に開設し、農村地域でありながら学研都市に隣接しているという地理的条件を生かし、新たな仕事づくりの場としてサテライトオフィスの誘致や新ビジネスの創生拠点として、和東町体験交流センターの一室を改修し、和東ならではの空間を活用したコワーキングスペース、ワークショップスペース、個別ブース、高速通信網などを整備し、学研都市や京都市内など、町外の企業や個人事業主の誘致やコワーキングスペースの活用により町外の人材を呼び込み、地域住民との交流を加速させ、地元企業・人材と連携したビジネスの創出につなげるため、モニターツアーの実施やパートナー企業制度を創設して連携し、またスマートワークオフィスのPRとして、ウェブサイトやSNSを利用し、和東町の魅力を発信していく事業に取り組んでまいったところでございます。

民間企業の事業支援といたしまして、令和3年度から、利用促進のためお試しテレ ワーク推進事業を創設し、町外の企業・団体に対して和東スマートワークオフィスの 利用拡大、町内消費の拡大、地域の活性化を目的に、町内における宿泊費、町内移動 に伴うレンタカー代に上限10万円を助成する制度でございます。

また、今年度より空き家活用による新ビジネス創生事業を創設し、新型コロナウイルスの影響により、農山村への関心が高まりつつある中、空き家を活用してサテライ

トオフィスを町内に増設し、さらに空き家の掘り起こしとともに移住者や専門家など と情報交換ができるプラットホームを構築する考えでございます。

現在の和東町スマートオフィスの使用につきましては、平日10時から17時までの使用に限られているため、時間の制約のない滞在型の民間サテライトオフィスを町内に開設し、サテライトオフィスの誘致や新ビジネスの創生を推進していくものでございます。

サテライトオフィスの開設に対しまして、空き家の改修費、またインターネット回線や開設費用として、備品整備費用に15万円を上限に1回限り交付し、併せて、サテライトオフィスの運営費といたしまして、建物の賃借料、通信回線及び通信機器の使用料として月額5,000円を協力費として助成するものでございます。今年度におきましては、5件程度の民間サテライトオフィスの開設を目指し、現在取組を進めているところでございます。現在2件が開設予定で、残りにつきましては現在調整中というところでございます。

また、スマートワークオフィスの利用実績でございますが、令和2年度151件5 38名、令和3年度152件648名、令和4年度につきましては11月現在でございますけども、4件の106名でございます。

今後につきましては、政府の働き方改革、新型コロナウイルス感染症の拡大により、都市部企業のサテライトオフィス開設のニーズが高まっているというところでございますので、本町の新たな企業誘致や空き家、空き店舗、また、空き工場を活用した新規開業者のサテライトオフィスの開設に当たっての支援、地元企業とのビジネスマッチング支援、また京都府や相楽東部未来づくりセンターと連携し、農家や事業者が安定して人材を確保できるような取組を進め、地元の方への交流の場として、和東町スマートワークオフィスを提供していくという考えでございます。

以上をもちまして、畑議員の一般質問の答弁とさせていただきます。どうぞよろし くお願いいたします。 ○議長 (岡田泰正君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長(北 広光君)

おはようございます。

それでは、私から、畑議員の一般質問に答弁させていただきます。

大きい3番の新型コロナワクチン接種の今後の動向についての(1)自己負担額は 決定しているのかについてですが、先ほど町長からの答弁にもありましたが、今、国 において議論されているところであり、今後、国や京都府からの説明会など開催され ると思いますので、その動向を注視しながら協議・検討していくことになろうかと思 われます。国の方針が決まり、和東町での方針が決まりましたら要綱等を作成してま いりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

以上、私から畑議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長 (岡田泰正君)

畑議員。

○8番(畑 武志君)

それでは、各方面にわたって細かく答弁をいただきました。木津信楽線と和東笠置線のアクセス道路、これについては今、建設事業課長からきめ細かい答弁の中では、協議中と。交差点協議もあると。そして、土地の進捗状況もあるということで、これには私、これ以上申しません。しかしながら、この道は必要だということで、バス停もそこに設置されるということになっておりますので、これについては見ていきたいと思います。その中できめ細かくいただきました中で、わらくに通ってる学校、役場、中溝線か、向出か。1日平均約200台の台数ということでございます。私もこれについて先日来わらくのほうへ行き、お聞きしてまいりました。この200台の中には地元の車両もございます。それは1日平均約21台、職員の車両が約50台、資材の搬入車が11台、そして、今、コロナの関係で面会者が制限されておりますので、こ

こら辺については細かく分かりませんでしたが、約200人は確実にこの道を通って おられると思います。

その中で、地元としてもこの施設は重要だということで協力してまいりました。しかしながら、今、町長がおっしゃっているように、茶源郷に関した観光道路について、今、自転車ブームでございますから、そういう自転車車両もございますし、観光散策もございます。大変多くの方が来ておられるわけでございます。建設事業課長、これについての考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長 (岡田泰正君)

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長 (馬場正実君)

畑議員の質問ですが、確かに、現在、役場向出線、要するに、役場の前から旧郵便局を通っていく道でございます。これと和東笠置線の間はかなり狭小です。併せて、舗装路面も傷んで、地元の方にレミファルト補修とかしてもらっているのも現実に把握しております。ご協力いただいていますことは感謝申し上げたいと思います。

この部分については現道ですので、できるだけ早い時期に拡幅工事をしていきたいというふうには思ってはおるんですけども、何せ今おっしゃられたとおり、府道木津信楽線からわらくまでの間、1日約200台の車が往復しているということで私も聞いております。この道を工事するとなると、他の道がもっと細い道になりますので、なかなか工事しにくいということで、現在計画してます2ブロック、要するに、府道から今度建設される総合福祉施設、それから総合福祉施設から旧の中和東小学校、今のわらくの玄関までを先にやって、その後に現道の拡幅に持っていきたいというように思っております。

確かに、釜塚山という景観資産登録第1号の地区もありまして、先日もスケッチの 方々が道いっぱいになってスケッチされていたりということもありますので、このあ たりのモラルも考えながら観光についてはご理解願いたいと思います。 ただ、小中学校の通学路でもありますので、通学路の重要性も踏まえまして、安全 な道になるよう努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 (岡田泰正君)

畑議員。

○8番(畑 武志君)

今、答弁いただきましたが、この道路はわらくも災害避難所になっております。総 合福祉施設も避難所になるわけで、大変重要な施設であり、それに関する道だと思っ ておるわけです。

そこで町長、過去のことに振り返りますけど、過去には施設を先に建てて後から道、という苦い経験がございました。その例が東部クリーンセンターでございます。町長はそのとき町長でなかったから、これは分かるんですけど、東部クリーンセンターの施設を先に建てながら、後で道をするということで道を通させてもらい、いろいろ問題があり、その結果、撰原のグリーンパークの道もできた。これはそれでいいんですけど、わらくの場合だって、この道よりさきに一つの構想があったはずなんです。それも駄目だと。前のときにはこの道もいろんなところで詰まって駄目だということで、今、現状通っているんです。

先ほど言ったように、これは避難場所にも大変重要であるということを認識してい ただいて、早急にやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

はい、お答えいたします。

ただいま畑議員から質問がありましたように、この道は施設を建てるときに同時に同じように計画いたしました。いわゆるグリーンロード21と、そして府道とつなぐ道として計画いたしました。ご案内のとおり、その頃は進捗がなかなかいかなかった。

これは用地問題や諸般のいろんな問題がありました。しかし、それだけはほっとくわけにいきませんで、その間は横の道とかいろいろ利用しながら進めてきたというのがあります。

しかし、その計画はずっと生きて、いろいろとわらくの施設の方にもご協力をいただき、できる限りのことを進めてきた経緯があります。そして、今回、施設を建てるというときに、あの周辺は駐車場とかいろいろと用地をお世話になることがあるわけですから、この際、こうしたものを一気に解決というんですか、可能なことをこの道を実現させると、こういうことで、幹線道路という重要な位置づけで今も進めておる。

私はこの施設を建てると同時に、さっきも指示しましたように、この計画は前から やっているわけですから、早くできるようにという指示をさせていただいて、先ほど 課長も言っておりますように、次年度からも事業着手できるようにということで今、 事前準備をしているということであります。

今、言われますように、この道路は非常に大事な道路というふうに受け止めておる ということでございますので、ご理解よろしくお願いいたします。また、ご協力をよ ろしくお願いします。

○議長 (岡田泰正君)

畑議員。

○8番(畑 武志君)

具体的な答弁をお聞きしますと、現実感はございます。しかし、全ては計画が実行 されてからなんです。そこらは思っていただきたい。

当然その中には、この道路拡幅については地権者の方々もございます。道路の提供ということについては大変厳しい判断ということにもなろうかと思います。しかし、 そこは行政が本当の誠意を見せていったら協力していただけると、私はこのように思っておるんです。で、一日も早い完成に努力していただきたいと思います。

ところが、3年計画というお話もお聞きいたしました。3年計画ならば町長はあと

2年の任期です。副町長は3年の任期。一番大事な建設事業課に当たっては2年で定年ということになります。そうすると、この総合福祉施設が2年間かかると。2年間かかったときに、はい、できました。道についてお話は先送りということになるとね、またできないのかという一抹の不安もあります。これは期待はしておりますが不安。しかし、現実は日にちで切っていったらそういうことになろうかと思うんです。これね、この場で町長も副町長も建設事業課長もこれについて約束いただけますか。これだけ取っておきたいと、このように思います。

私は信頼してますよ。しかし、私、言うてることがまた飛んでしもたといったこと のないように、この辺ことについて決意だけをお聞かせいただきたいと思います、3 人とも。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

はい、お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、これはやはり事業化をきちっとしてやると。そして、その事業に基づいて継続になろうが、それを完成させるというのは、これは大事なことである。まず計画があって、そして事業化する。今、事業着手に向けての調査をやっておりますから、具体的な事業にかかるのは来年という話で今、思っております。だから、早期にでき得ればいいですけども、一応、計画性を持っておるのは、先ほど課長が言ったとおりであります。それの実現に向けて当然頑張るというのか、遂行するというのは当然のことでございますので、そういう決意は変わらないわけであります。その辺のところはご理解をよろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

副町長、答弁。

○副町長(奥田 右君)

はい、お答えいたします。

庁舎の東側の水田なんですけれども、今、地権者の方には臨時の駐車場並びに今度 本体工事に入っていきますので、それのストックヤードということで、今、用地をお 借りしております。

そういった中で、議会でこういう答弁をしておりますけれども、地権者の方にはまだ本格的な話はしておりません。そういったことで、5年、6年をかけまして測量、道路計画、駐車場の関係も全部、一応、入りましたら地権者に説明させていただいて、そしてご了解いただけましたら、基本的なグランドデザインができますので、実施に向かって進めたいと思っております。取りあえず今のところは令和5年度ぐらいで測量、基本設計を終わらせていただいて、その後、地権者にきちっと説明させていただいてご了解いただくと。後は本体工事に入っていくと、こういった流れになると思います。

以上です。

○議長 (岡田泰正君)

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長(馬場正実君)

確かに、今、議員がおっしゃられたとおりでございますけども、今回の工事につきましては、まず一番大切なことは、住民の理解と、それから用地地権者の協力でございます。前回の計画のときに用地地権者の協力が全てうまくやれなかったことがございますので、今回その辺のことも含めて、計画を出している和東笠置線からわらくまでの入り口、旧中和東小学校の正門の間でございます。ここの間を一番ネックと考えておりますので、この間をしっかりと用地協力を願い、工事についてはやっていきたいと。

今、質問にもございましたように、防災拠点という点がございます。補助事業につきましてはなかなか難しい点がいっぱいございまして、バイパス計画の補助事業でな

かなか取りにくいものがございますし、また、補助額もかなり低いという状況もございます。今回につきましては国土強靱化の3か年計画、工事費自身も概算で約1億5,000万円ぐらいでいけるかなという見込みをしておりますので、こちらのほうでチャレンジしていく計画をしていきます。3年間という縛りは逆に事業のほうでございますので、何とか頑張って令和5年度に取れるように努力したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

畑議員。

○8番(畑 武志君)

ありがとうございます。

当然、地権者の協力もなくてはできません。この地権者の協力については私も一生 懸命地元として頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。これは お願いしときます。

次に、移住・定住問題でございます。

先日でしたか、れんけいの中に湯船地域で小杉のほうに来られて、地元の方と非常にコミュニケーションを取ってやっておられる報道をされておりました。この移住・定住については、人口が3,500人としましょう。若い人がどんどんどんどん出ていく中で、これは非常にありがたい制度で、地元が成り立っていくと思っておるんです。そして、確かに地域振興にもつながっているところはあります。現状いろいろな答弁をお聞きいたしましたが、しかしながら、まだまだ移住者と地元住民のコミュニケーションが取れてないとこがあるんです。これは課長、ご存じだと思います。それぞれの地域の中に生活ルールや生活慣習が違いますから、いきなりやれって言ったかて、またいろいろトラブルがあっていろんな問題がございました。やはりそういうことについても地元の住民と接点を持ってください、こうですよと地元の声を聞くような耳を持っていただけないのか。全てが全てと違いますよ。一部でこういうことがあ

ったということを取り上げたいんですよ。

この希薄感、今まで地元にいてながらでも時代の流れというんですか、希薄感がなくなってきたのは事実です。地元同士でも知らないということは事実です。それをいきなりよそから来た人に取れというのはなかなか難しいことがあろうかと思います。しかし、移住バンクを推進した以上は、そのように取っていただきたいと思います。考えだけお聞きします。

○議長 (岡田泰正君)

地域力推進課長、答弁。

〇地域力推進課長 (原田敏明君)

畑議員の質問にお答えさせていただきます。

畑議員ご指摘のとおり、和東町へ転入される方、また、空き家バンク制度をご利用 して転入される方、一般に転入される方、援農として転入される方がおられるという ふうに考えているところでございます。

基本、転入者に対する転入される際に和東町窓口におきまして、和東町の住民となられる方へということで、各課より集約させていただいた転入に伴う必要な手続を行うしおりをお渡ししているところではございます。そこに自治会であり、また区に加入するよう勧めるためのチラシを同封させていただいているところでございます。そのチラシにより区の在り方とか活動を紹介しておりますので、その中にコミュニケーションも図っていただけるよう啓発に努めさせていただいているところでございます。

今ご指摘のあった部分については、空き家バンクを通じて登録された方といいますのは、和東町のほうで管理させていただいていますので、一応、係員を通じまして地域の区長様とご挨拶できるように配慮させていただいているというところでございます。

また、援農の方につきましては、いろいろ私も住民とのトラブルがあるということ をお聞きしております。しかしながら、本町におきましても少子高齢化という時代で ございますので、援農の方につきましては大変重要な労働力というところでございます。また、その労働力により基幹産業のお茶等ですね、お茶文化の伝統を守っていくということも重要でございます。また、産業の担い手不足を補う方法として、今後、農園の援農のための受け入れる環境の整備や支援を、和東町茶源郷のまちづくりと併せてしていかなければならないというふうに考えておりますので、今後、関係各課と議論また調整を重ねまして、そういう体制が構築できるようにやっていきたいと思いますので、どうぞご理解いただきますようお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

畑議員。

○8番(畑 武志君)

実例を挙げました。援農に来られて、いろいろな事情があってそのまま和東町に移住していただいて、それは大変ありがたいんですけどね、トラブルが起こっているのはその辺のことだと思うんです。これはやはり何回となく注意をいたしましたが、なかなか年代のギャップがあって、このおっさんはというような感じで私に食ってかかってきたのも事実でございます。その点が今後ないようにひとつご指導をお願いいたします。

コロナについてです。コロナについては、まだこれは国の方針が決まっておりませんので、これは十分理解しております。だけど、そういうことが起こったときに感染リスク、まだまだコロナは収まらないと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

当然、国・京都府が今後の方針を固めてこられたときには、関係機関と連携を図りながらやっていただきたいと。そして、住民が安心して生活できるような医療体制の強化をお願いしたいと思います。

以上で終わりたいと思います。

最後に、新型コロナ感染対策につきましては、医療機関の皆さん方をはじめ、感染

リスクを省みず、治療体制、また行政関係者の皆さん方には集団予防会場の設営から 運営ということで、想定外のことに奔走されたと思います。心よりお礼、感謝を申し 上げまして、一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長 (岡田泰正君)

畑 武志議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。

休憩(午前11時45分~午後1時30分)

○議長 (岡田泰正君)

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

髙山豊彦議員。

○2番(髙山豊彦君)

皆様、こんにちは。公明党の髙山豊彦でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

第5次総合計画の「施策大綱」には、「子どもから高齢者までの全ての住民が健やかに暮らせる郷」、「自然と共生し、安心・安全な郷」、「お茶観光を軸とした交流の郷」とありますが、そこで、それぞれの主な取組について質問をさせていただきます。

1点目には、上下水道事業の課題についてでございます。

(1)日本の下水道事業については、明治のコレラの流行を背景に、横浜市や東京都、大阪市など都市部で下水道の整備が始まり、明治33年には旧下水道法が制定されました。その後、昭和33年に旧下水道法が全面的に改正され、現下水道法が制定、高度成長期の昭和42年には下水道整備緊急措置法が制定されたことから飛躍的に普及が進み、昭和45年には臨時国会、いわゆる公害国会において公害関係法が制定されると同時に下水道法の改正も行われ、「公共水域の水質保全に資すること」として

流域別下水道整備総合計画制度が盛り込まれるなど、都道府県が事業主体となって広域的な流域下水道制度が進められました。

こうした流れの中で、都市部から徐々に地方の中小都市や市町村へと移行、本町においても平成12年度に供用を開始し、現在も維持管理に努めていただいているところです。しかし、国においても日本下水道協会が示した「人口減少下における下水道計画手法の在り方について」を基に、下水道事業の在り方の検討が必要とされています。本町においても、計画当初の予想以上に急激な人口減少等社会状況の変化により、事業運営も大変厳しい状況となっています。

そこで、本年9月議会の私の一般質問において、「施設利用をどう管理・運営していくのかが大きな検討課題として、下水道委員会で議論をしていただく」との答弁をいただいていますが、どのような課題について諮問されるのか、お尋ねします。

2点目に、9月議会の一般質問では、下水道整備地区と合併浄化槽整備地区の住民個人負担額の差について、「浄化槽の方が年間管理費は高くなる。」とのご答弁をいただいていますが、浄化槽の管理費については年々高くなり、高齢者世帯においては大きな負担となっているとの声もあります。差額についての新たな補助制度の検討が必要と考えますが、その対策についての考えをお尋ねします。

3点目に、簡易水道事業の広域連携への取組については、昨年9月議会の一般質問でも確認をしましたが、その後の動向について担当する建設事業課に確認したところ、「簡易水道事業の広域連携については、京都府下を大きく3ブロックに分け、取組が始まっているとのことで、具体的には相楽東部3町村で業務委託の共同発注を行っている。」とのことですが、私は、公営企業の経営は首長の責任だと考えています。具体的な成果目標を示してください。

4点目には、上下水道事業・合併処理浄化槽整備事業による汚水処理事業の促進及 び課題について、効率的に事業を進めるには、現在、建設事業課と農村振興課にある 担当部署をまとめる必要があると考えますが、機構改革を行う考えについてお尋ねを します。

大きな2点目です。茶産業維持の取り組みについて。

第5次総合計画では、「お茶観光を軸とした交流の郷」として「和東ブランドの形成を含めた"町全体がお茶のテーマパーク"という考え方に基づく施策を展開する」とありますが、9月議会では町長から、「生業景観やお茶農家を維持する担い手不足が課題」との答弁をいただいています。茶産業を維持するための具体的な取組について答弁をお願いいたします。

大きな3点目です。総合保健福祉施設整備全体計画について。

これにつきましては、先ほど午前中の畑議員の質問とも重複する部分があるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

総合保健福祉施設の建設もいよいよ始まり、解体工事が行われています。総合保健福祉施設については、数年間の基本計画を検討、各種委員会での審議、パブリックコメントなどが行われ、住民にも施設の全容が見えてきましたが、施設周辺、いわゆる役場周辺の今後の計画が全く示されていません。特に施設への進入路、施設収容人数対応の駐車場計画などはどの段階で示す計画となっているのか。令和5年度当初予算編成時期でもあり、施設建設事業費、外構整備費、総事業費は既に算出され、イメージ図が示されていると思いますが、進捗状況について、プロジェクト長である副町長のご答弁をお願いします。

大きな4点目です。子育て伴走型支援についてです。

子育て支援につきましては、公明党がコロナ禍で加速する少子化などに対応する結婚、妊娠・出産から子供が社会に巣立つまでの一貫した支援策を示した「子育て応援トータルプラン」を基に「伴走型相談支援や 0 歳から 2 歳児の経済支援」を主張してきたことから、国は、今回、出産・子育て応援交付金事業」として伴走型の子育て支援を進めるとしています。本町におきましても、私がこれまで、若い世代の流出抑制や移住・定住促進を図るためにも、保育料の完全無償化をはじめ子育て支援の必要性

を訴えさせていただき、今年度から、0歳から2歳児の保育料の無償化と出産時の子育て応援給付金の制度化を実施していただきましたことに感謝申し上げます。

また、本町では既に、令和2年3月1日から、「子育て世代包括支援センター」による妊娠期から子育で期にわたるまで切れ目なくサポートする相談窓口を開設し、対応をいただいているところです。

そこで、具体的に妊娠期から出産・子育て期において、どの段階でどのような支援が行われているのか。また、国の交付金を活用し、どのような支援を検討されているのかお尋ねします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。再質問は自席で行わせていただきます。 よろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

ただいま髙山議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、大きい1でございますが、上下水道事業の課題、(2)浄化槽の管理費については年々値上げがあり、高齢世帯においては大きな負担となっている。下水道料金と浄化槽管理費との差額について新たな補助制度の検討が必要と考えます。その差額の対策についての考え方は、具体的に令和5年度予算における取組はということでいただいております。

この下水道の整備については、当初は、今、髙山議員のご質問にありましたような背景であり、和東町も下水道対策に取り組んできました。そのときの方針、取れる方法というのは、当初は公共下水道、それと農業集落排水事業、合併浄化槽だったと思いますが、当初の方向としては、公共下水道の地域、そして合併浄化槽、この二本立てで進めてまいりました。

こういうときにこの二本立てできたわけなんですが、一応、大きな基本計画がもう 一度確認をして制定したのが平成27年だと思います。そのときに併せて考えていく のは、し尿処理施設というのも相楽郡で持っているわけでありますので、こうした整備計画とも整合していかなきゃならないということで、ご案内のとおり、この整備に 当たっては、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理事業等の合理化に関する特別措置 法、いわゆる合特法というのがありますので、それを関連づけた中での整備ということで、和東町としても整備計画を持って進めていくというのが背景にありました。

そして、その後ずっと続けてきまして、さきの議会で今回の質問でありますけども、いわゆる負担金が高齢者の一人世帯だと相当大きくなる。それで、下水道だったらその差が大きくなるんじゃなかろうかという話を前にいただきました。そのときに確認したのは、これは二通りありまして、個人負担される側の金額の比較と、もう一つは合併浄化槽に町が負担するのとし尿処理に負担する。し尿処理はし尿処理施設で持っておりますので、そのときに答弁させていただいたのは覚えていると思うんですが、町道負担については大きく調整は取れている。ただ、住民から負担する場合には、当時2万円程度の開きがあるということでありました。和東町はそれを受けて検討していかなきゃならん。後、答弁あると思いますが、やはり一つは、公共下水道の在り方というのは考えていかないと、一定の年月が経ちました。ご案内のとおり、これが完墜かというよりも、処理場を見ていただいたら分かりますように、もう一つ設けるとか、そういう計画的な背景もやっていかなきゃならない。これからの投資、それと、今の修繕とか含めて維持に投資をしなきゃならない。こういう金額を上げていきますと、今の状況を続けていけるだろうかと。

具体的に申し上げますと、下水道の使用料なんですけども、このまま維持できるだろうかというところが大きな焦点になります。今後の整備の在り方も、いかに投資をしていこうかという中でも大事なところでありまして、そういったことを十分検討してもらわないといけないだろうということで、一方では、下水道委員会等で諮ってい

ただく時期に来ていると、こういうことであります。

しかしながら、その差がこれでいいのかということなんですが、正直なところ、経常的な経費、正直なところ、こっち上げたら今のままで2万円ですけども、均衡を取るとなってきたらもう少し差が迫ってくると思いますが、経常的なところで、今ご案内のとおり、2万円をどの家庭で負担するとかなってくると、合併浄化槽に入ってきているという方もありますが、くみ取りのところもあったり、これは経常的にずっと必要になりますので、もう少し慎重さが必要だろうと、こういうように感じております。

しかしながら、髙山議員が前からも質問されていて、これでいいのかというところが大きな問題ですが、考えられるのは、投資的なところでどこか触れないだろうかと。それは笠置とか近隣でも少しやっておられるところがあるわけです。これは何かというと、今の水道を次に入れ替えるときに補助金を設けるのか、設置するときに上乗せで乗せるのかとか、そういう投資的な経費ですけども、そういう経常的な慎重さをやっていかないと、いろんな面と併せて考えていくことが大事だと思いますが、投資的にそういった面があればもう少し検討して何かできないかと、こういった指示はしているところであります。

そういう意味で、簡単に答えられるところとこれからも検討しなきゃならんとこと、 今、取れるものは何かということを区別しながら取り組んでまいりたいと、こういう ことでご理解いただきたいと思います。

確かに、下水道については、制度上も非常に複雑な合特があったり、事業そのものも維持していかなきゃならん、そういうことと併せて合理化もしていかなきゃならん、整備もしていかなきゃならん。そして、入っておられる方、くみ取りから浄化槽、そしてそれまでの負担はどうなんだろうかと、ここを目配りしながら今後検討も、経常的なことでありますので、引き続き検討させていただきたいということで、よろしくお願いいたします。

次に、(3)の簡易水道事業の広域連携への取組について、担当する建設事業課に確認したところ、「簡易水道事業の広域連携については、京都府下を大きく3ブロックに分け取組が始まっている。」とのことですが、メリットと課題について、答弁をさせていただきます。

水道事業は、全国的にその経営は非常に厳しい状況にあることはご認識いただいているとおりで、低廉で安心・安全な水道水を供給するための施策の一つとして、水道事業の広域連携を模索しています。最大のメリットは、「経営のスケールメリット」、「有事の際の緊急対応」などが挙げられます。

過日、京都府におきましても、府下市町村で組織する「京都府水道事業広域的連携推進協議会」が開催され、私も出席をさせていただきました。今回の会議では、「京都水道グランドデザイン」改定に伴う水道事業体管理者としての意見交換があり、意見を述べさせていただきました。

次に、広域連携における課題でありますが、もともと水道事業は自治体ごとに整備されたもので、施設の連携には多種多様な課題が山積いたしており、一気に連携を図ることは難しいと考えています。しかしながら、安定した経営と有事の際のリスクへッジには自治体間の支援などによる早期対応など、住民生活への短時間の不安解消や組織が大きくなることで安定した人員確保などを考察しますと、避けては通れない議論であるとも考えています。いずれにいたしましても、今後、京都府がまとめ上げられる計画を注視しながら、協議に参加したいと考えています。

広域化連携協議はこれからであり、現時点では京都府の枠組みもまだ決まっていない以上、現時点では、和東町としてのメリット、デメリットを精査する段階であると考えています。

続きまして、2の茶産業維持の取り組みについてについて答弁させていただきます。 近畿経済産業局より、2025年大阪万博開催に向け、世界に羽ばたく地域ブラン ドとして「和束茶」が選定されました。お茶の産地として選定を受けたこの機会を逸 することなく、大阪万博開催を見据えた茶産業を中心とした取組をさらに進めていく ことで和東の名を世界に広げていく、そして農業・商工業の事業者の皆様の経営発展 に結びつく大きな機会だと感じております。これまでの取組みにより、和東茶の認知 はされるようになってきましたが、今後、認知度を上げるため、地域全体で「和東茶」 のブランディングを進めて和東茶ブランドを確立していかなければならないと考えて おります。

大阪万博開催を見据えた茶産地としてのブランド構築と日本茶の生産文化発信によるマイクロツーリズムと呼ばれる観光を推進し、都市農村交流の拡大による観光産業のさらなる活性化を図るため、和東茶ブランドを発信するための活動や都心部等でのイベント開催、PRを実施し、ブランドイメージの浸透を図る取組をさらに進めていきます。

また、万博を機会に多くの人に足を運んでいただき、誘客につなげるため、茶産業を体験できたり、茶文化を感じることができる現場として、地域に点在する茶畑の景観資産や茶産業の生産文化・歴史・史跡名勝などを生かし、和東町全体を一つの茶室と見立て、その中心施設として、「茶源郷交流エリア」の充実・整備を進めていく取り組みを検討してまいります。

次に、4 妊娠期から出産・子育てまでの支援についてでございますが、国の総合経済対策において、全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、伴走型の相談支援と経済的支援を合わせた事業として11月9日に閣議決定されたものであります。国の詳細な説明などはこれから行われますが、経済的支援だけでなく妊娠時から出産・育児に至るまで、より実効性の高い事業を目指してまいりたいと思っております。

事業の具体的な内容については担当課で作成する原案を基に内部協議を進め、改めてお示ししたいと考えております。事業の詳細については、後ほど担当課長より説明させていただきますので、ご理解よろしくお願いいたします。

以上、高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。 ありがとうございました。

○議長 (岡田泰正君)

副町長、答弁。

○副町長(奥田 右君)

それでは、私のほうからは、1の上下水道事業の課題の中の(4)上下水道事業・合併処理浄化槽整備事業による汚水処理事業の促進及び課題について、効率的に事業を進めるための取組はについて答弁させていただきたいと思います。

まず、和東町の汚水処理につきましては、集合処理として公共下水道事業が行って おります。また、個別処理事業としては、合併処理浄化槽の設置事業で現在まで進め てまいっております。

公共下水道事業につきましては、計画の面整備は既に終わっておりまして、現在は管理に移行しております。 9月の髙山議員の一般質問で担当課長からもご答弁させていただいておりましたが、供用開始後 20年が経過しまして、施設の改修が必要となってきております。

合併浄化槽につきましては、和東町は個人の設置型を推奨しておりまして、現在まで来ております。ただ、これは先ほども髙山議員のお話もありましたように、人口の減少並びに世帯の高齢化によりまして、この合併処理浄化槽の設置の伸びがかなり低くなっております。また、両事業に加入されてない世帯もございます。今後の汚水処理事業を効率的に進めていくには、和東町全体の汚水処理計画をどのようにしていくのか議論が必要となってきます。

今現在、京都府では、汚水処理事業に係る中長期的な視点に立った持続可能な汚水 処理推進に向けての計画を作成されております。最終案が出されますのが令和5年2 月から3月にかけてということを思っております。和東町としましては、上位計画が できれば、それに沿った計画で和東町の汚水処理計画のグランドデザインを作成して いきたいなと考えております。それによりまして、今後、効率的に事業を進めていき たいと、このように考えております。

次にご質問いただいておりますのが、3番目の総合保健福祉施設整備全体計画についてでございます。

まず、お尋ねの施設の進入路につきましてでございます。

施設の進入路につきましては、現在、役場に侵入する道路と先ほど畑議員の質問にも答えさせていただいておりますけれども、施設の東側に特養施設わらくに接続する町道整備の計画をしておりますので、進入路としては、現在の西側と新設する予定の東側ルートの2か所に進入路を予定しております。

次に、施設収容人数対応の駐車場計画などはどの段階で住民に示す計画となっているのかということでお尋ねをいただいております。

施設の利用者の駐車場としましては、現在利用いただいております診療所前の駐車場と今後施設の整備によりまして新たに設置します駐車場と合わせまして、マックスで約60台分確保する予定でございます。現在、庁舎の東側の水田を今後の施設発注工事のストックヤード及び臨時の公用車等の駐車場として、今、地権者の方々と借地契約を結ばせていただいております。

先ほどの畑議員の質問にも担当課長から答えておりますけれども、交差点協議が整いましたら、基本的に町道整備と公用車等の駐車場として全体的な計画を入れますので、その後、地権者にお話しさせていただきまして、一定了解が得られましたら全体的なグランドデザインが出来上がると思いますので、その後、東側の全体的な整備につきましては固まり次第また議会にも報告させていただきたいと、このように考えております。

あと、基本的に建物の西側は施設来庁者の駐車場として整備を予定しております。 ただ、既設の町道の線型、また交差点、道路の幅員、既設の建物等の関係が若干見直 す必要が出てくるんじゃないかと考えております。今の診療所の前の駐車場につきま しても、出入り口が若干変則になっております。大変注意して運転していただいているので、今まで事故はないんですけれども、そういった部分も全体的に見直すところが出てくるんじゃないかと、このように考えております。まだ、西側の全体的なグランドデザインについては全庁会議を全然開いておりませんので、まず東側の全体的なグランドデザインを固めたいと思っております。その後、西側の全体的な整備計画を立てていきたいと考えております。12月2日の全員協議会で施設の基本計画案を示させていただいております。これを基本ベースに、今、実施設計の積み上げをやらせております。

そういったことで、お尋ねにあります建築費、そして外構負担工事を合わせまして、 今のところ税込みで約15億4,000万円ほどになると予想しております。プロポーザルで示させていただいております予定価格より約2割弱引き上がってまいります。 これは社会的な材料費の高騰とかが原因でございます。

そういったことで、最後にイメージ図としましては、今回、全員協議会で、基本計画の形を示させていただきましたので、この基本計画案が一応固まっておりますので、それの概要版を住民の皆さんに12月26日の区長回りに配付したいと考えております。それを見ていただきましたら、大体イメージとしてどういった建物ができるのかというのが分かっていただけると思います。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長 (岡田泰正君)

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長 (馬場正実君)

それでは、髙山議員からいただきましたご質問の大きな1番、上下水道事業の課題、(3)簡易水道事業の広域連携への取組について担当する建設事業課に確認したところ、「簡易水道事業の広域連携については、京都府下を大きく3ブロックに分け取組が始まっている。」との質問でございますが、このメリットと課題について答弁させ

ていただきます。

簡易水道の広域連携については、先ほども言いましたように、府内を北部圏域、中部圏域、南部圏域の3ブロックごとに地域条件を考慮しながら広域化を検討しているところですが、現時点では、どの部分を広域連携を図るかなどの具体案が示されてはいません。隣接自治体では、できるところから試行的に取り組まれている現状でございます。和東町におきましても、笠置町、南山城村の2町1村で公会計から企業会計への事務移譲の枠組み整理を委託しています。

メリットとしましては、スケールメリットということで、また有事の際の事務委任などができる連携を想定し、令和2年度から協議を始め、現在、委託事業の中で検討を進めているところでございます。また、他の圏域でも窓口業務の共同化、これは北部圏域が行っている部分でございます。電力購入の共同化なども試行されております。また、中部圏域では自治体間での給水の連携などが試行されているところでございます。どの事例の経緯も経費削減など、スケールメリットが現れていると報告を受けています。

今年度に入って世界経済の不安視から物価高騰が顕著に表れる中、薬剤費や特に消費電力の値上げは経営を一気に圧迫して、一般会計の繰入金基準内を抑え切れず、基準外への繰入れを行うという状況が起こりつつもありますが、こうしたことは一般会計業務を硬直化させることも懸念されますし、いかに工夫を凝らし、現場でできる努力を精いっぱいするという精神の下、でき得るスケールメリットは活用すべきではないかという考えの下、検討を行っております。

こういった観点からも、上下水道とも広域連携は住民の負担を少しでも軽減させる施策として取り組む課題施策であると考えます。こういった経営の効率化を図ることで水道料金改定などをできる得る限り激変させない経営を、府下市町村が一体となって取り組む広域連携事務を進めることが必須だと考えておりますので、よろしくご理解のほうをお願いいたします。

以上、髙山議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長 (岡田泰正君)

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長(竹谷徹也君)

髙山議員からの一般質問に答弁をさせていただきます。

私からは、2 茶産業維持の取組についてであります。

町長の答弁の中にございました地域ブランドについてでございます。 2025年4月13日より開催予定されている大阪・関西万博に向けて、世界に羽ばたく地域ブランドとして、近畿経済産業局に和東茶を選定していただきました。関西県内では12の地域ブランドを選定されており、他地域では、滋賀県甲賀市の信楽焼、大阪府泉州地域の泉州タオルなどが選定されております。茶産地では和東町のみでございます。

昨年、令和3年度には町内の農業者様、関連事業者様により5回の検討会議が開催され、万博に向けてのブランドビジョン等に関しまして取りまとめが行われております。令和3年度に策定されましたブランドビジョンを具現化するため、また、よりよいものにしていくため幅広い皆様の力が必要であり、また、様々な事柄を決めていく意思決定機関が必要でありますことから、そのための組織として会が立ち上げられ、現在4回の会議が行われ、ロゴマーク、ブランドサイトウェブ製作に取り組んでいただいております。

大阪万博に向け地域指定を受けたこの機会を生かしてブランド事業を進め、和東で 生産されるお茶の価値を高めていくことが大切なことであり、それにより茶関連事業 者、ひいては和東という町に様々な波及効果が及ぶことにつながればと思っておりま す。

今年度の茶業振興に関します主な事業といたしまして、昨年の4月10日、甚大な被害をもたらしました凍霜害霜被害への対策の一つとして、国の制度である産地生産 基盤パワーアップ事業により、防霜ファン、被覆棚の整備が進められております。事 業費は合わせて約9,400万円、補助金額は約4,700万円となっているところです。

また、燃油等の価格高騰に係る対策では、京都府の制度である宇治茶生産省エネ推 進緊急対策事業により、省エネルギー型の製茶機器導入の取組が進められております。 事業費は約1億3,000万円、補助金額は約9,700万円となっているところです。 そのほかにも各種事業により事業が実施されております。

今後もできる限り農業者の皆様が必要とされていることの把握と支援の実施、併せて担い手・就農対策等の実施により、関係機関と連携しながら茶業振興を図り、茶産業維持の取組に努めていく必要があると考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長(北 広光君)

それでは、髙山議員の一般質問に答弁させていただきます。

4 妊娠期から出産・子育てまでの支援についてでございますが、先ほど町長の答 弁にもありましたように、国の物価高克服、経済再生実現のための総合経済対策にお いて、相談支援と経済支援を合わせた事業として閣議決定されました。

交付金等の事業概要は先日説明会がありましたが、詳細につきましては、今後、国から改めて説明会が開催されるとのことで、想定される伴走型相談支援としては、妊娠期での過ごし方や出産までの見通し、出産時の手続や産前産後サービスの提案、育児の悩みなど、各ステージに沿った相談支援を行い、子育て世代包括支援センターを中心に、より身近な相談支援ができるよう考えていきたいと思っております。

これと併せて、出産・育児の関連用品購入費助成などの経済支援も同時に行えるよう国が制度の整備の検討をされているということで、詳細が決まり次第、作業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

以上、私から髙山議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

先ほど1番の(2)から答えさせていただきまして、髙山議員の前の質問後、検討 委員会とか何かされてきたのかということでありました。それが抜けていましたので、 改めて答弁をさせていただきたいと思います。

先ほどもちょっと触れたと思いますが、この下水道処理、質問にもありましたように20年余りやってまいりました。こういったことについて、施設の在り方というのは検討する時期に来ています。最終処理施設ですね、あそこも1槽だけの形でいいのか。やはりある方は2槽でやっていかなきゃならん。この事業そのもののマネジメントというんですか、そういったものをきちっと今この機会にやらなきゃならない。そういうことも含めて、質問にありましたように、やはり住民負担の問題も当然ついてまいります。改めて、今回そういった内容等について住民にお諮りしながら、意見を聞いてやってまいりたいと。

その上で、今の負担にしてもある程度ご協力いただかなきゃならんということで近くなるんかなと、そういうとこも踏まえながら判断をしていくということで、先ほど高齢者の1人世帯は確かに負担は多いというのは私も感じますので、これを抜きに触れるというのはなかなか難しいことですし、経常的なことで慎重にさせてほしいということですので、委員会に十分お諮りしながら検討していきたいと、この辺のところをよろしくお願いしたいと申し上げました。

しかし、これは時間がかかって、それほっといていいのかと、何もやってくれてないなということで、先ほど申し上げましたように、この経常的なことを避けて、いわゆる投資的なというんだったら笠置町もやっておられるように聞くんですけども、単に上乗せするか、浄化槽のやり替えのときに補助対象にするのかといろいろありまし

た。こういったことは検討していくことも必要なのかなということで、所管のほうには指示をしているところであります。そういう内容で今、進めているのでご理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 (岡田泰正君)

髙山豊彦議員。

○2番(髙山豊彦君)

それぞれご丁寧なご答弁、ありがとうございました。

今いろいろお話がございました。京都府の流域下水道事業経営戦略の中で、中間案 というのがまとまっておりますけれども、その中で国から令和4年度末までの広域 化・共同化計画の要請を受けて検討されているということです。

平成30年度から検討が進められてきたわけで、その中で南部地域におきましては 加茂町を除く木津川市ですね、それと精華町は木津川上流浄化センターのほうで処理 するということになってます。

また、想定される取組といたしまして、し尿処理場を廃止して流域処理場に希釈投入するし尿施設の統廃合なども検討されていくという動きがございます。そういった中で、先ほどいろいろと検討が必要だというご答弁でございましたけれども、本当に長期の十分な議論が必要になってくるんだろうなというふうに思ってます。

本町の将来的な人口動向であるとか財政課題を踏まえて、先ほどもございましたけども、本町に適した持続可能な施設、また生活排水事業の在り方について、先ほどございました独自のグランドデザインを策定していただいて、そして、住民に示していく必要があるんだろうなというように思うわけです。

ただ、前回の質問でも申し上げましたが、そのためには専門的な知見を有する方を 含めた審議会の設置というのが必要だろうなというふうに思うわけです。幅広い意見 を聞く中で議論が必要だろうというふうに思いますから、それについてはぜひ検討い ただけたらなというように思います。

特に下水道事業につきましては早期に取り組んでいただかないと、以前のご答弁でも、耐震化事業を進めるに当たって数十億円という費用が要るということもございましたから、やはり施設維持だけでなく、今のご答弁にありましたが、そのことによって浄化槽整備などにも大きな影響を及ぼしてくるということにもなってきますので、そのあたりを十分議論していただいて、早く方向性をみいだせていただけたらというように思うわけです。ただ、その府の動向もございますし、いろいろあるかと思います。

もう1点は、先ほどの浄化槽の負担率の問題です。

こういった下水道事業についてやはり議論をしていこうとすると何年も待たないといけないということですね。その間、高齢者の方の負担になっている部分をどうするのかというのはまた別問題だと思うんです。ですから、下水道事業を総合的に考える中で、将来的な公平性というのがその中で議論されていったらいいだろうと思うんですが、そしたら、その形が見えるまで、その間、高齢者の負担をどうするのかというところだと思います。そこについてはやはりしっかりと議論・検討をお願いしたいと思いますが、それについて町長、いかがですか。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

はい、答弁させていただきます。

今、質問に対する中では3点の内容に絞ってます。いわゆるこの大きな流れ、これから少子高齢化で人口が減ってくるときにこんな施設が持てるのかと。精華町は全地域が公共です。木津川市もほとんど公共に移行します。そして、残ってくるのは合併浄化槽とか、和東町は公共下水道を持っておりますけども、半分半分ぐらいですね。それと、南山城村、笠置町については公共下水道を持っておりません。最終的に持っ

てないところでし尿処理施設を維持するのか、これは難しい問題に直面します。こう いったところはどうするのか。

先例として、舞鶴のほうから北のほうにあると聞いてますけども、そういうし尿の施設を処理施設へ入れるという方法も含めて、先ほど副町長が言ってましたように、広域計画はいろんなところを確認しながら進めていかないと先に走るわけにいきませんが、そういう大きな問題は抱えております。この辺は今後、国・府等の動きも十分見定めながら、そこはきちっと持っていきたいと、これが1つです。

だから、それまで待っていていいのかというのは、和東町のし尿は20年間経ってきました。これは修繕を入れていかなきゃならん。いろんな改修もしていかなきゃならない。そして、今、言われるように、負担金の問題等にも大きなアンバランスが生じてきている。そして、当面のし尿処理施設をもう一つ増やして、従来あるべきにするのか、このときに投資するのか、このまま維持するのか、和東町としての当面の問題は考えていかなければなりません。これについてはいろんなところのご意見を十分聞きながら、早急にやっていくようにということは、前の答弁でも、そういう中でお諮りしますというのは、そういう意味のお諮りをします。

だからといって、三つ目ですが、町村の負担率は調べますと大体同じような負担ですけども、合併浄化槽もし尿処理も負担金を入れますと同じような形になるんですが、しかし、住民の利用者から負担すれば、高齢者世帯が1人で合併浄化槽を持って1年に1回清掃すると相当な何万円とかかってくる。そういうときと利用料を比べたら、利用料は1人当たり違ってきますから、この負担はどうなるというところに問題があります。だから、私はその利用料を負担するというのは経常的になりますので、これは慎重にしなきゃならんということは、こちらでも何も定まっておりませんので、比較するのはもう少し考えていかなきゃならんというのは慎重にお話をさせてもらいました。

しかし、ほっとくわけにいかないから、例えばそういう入れ替えとか、何かのとき

にできる方法はないだろうか。ここはひとつ所管のほうで検討していくようにということを申し上げました。三つの内容を整理して申し上げた内容はそういうことでご理解いただきたいと。早いこと経常費ができたらいいんですが、ここは定まらんところがありまして、そして厳しい状況になりますので、慎重にならざるを得ないということであります。

そういうことで、三つ目のできる限りのことは検討していきたいと、こういうこと で答弁させていただきます。

以上です。

○議長 (岡田泰正君)

髙山議員。

○2番(髙山豊彦君)

ありがとうございます。

住民の負担につきましては以前にもお話をさせていただきましたが、設置費につきましてはもう既に国からの補助制度が拡充されてる。今、本町でやられている分以外にも宅内配管の費用であるとか、また、便槽の廃棄の分の費用であるとか、そういったものは新たな制度としてあるわけですから、それはそれで検討は当然していただきたいと思いますし、それ以外の部分で、今、住民の困っておられる部分について検討いただけたらというふうに思いますんで、そこは今後引き続いていろんな形で検討いただけたらと思います。

次に、大きな2点目ですが、茶産業の維持についてです。

ブランド化なり万博の部分であるとか、いろんなご説明をいただきましたが、私が 一番懸念しますのは、和東町としてブランド化が図られた、また、景観を維持してい ったときに一番肝心な担い手不足というところをどうするのかということなんですよ。

今、大体、和東町のお茶農家は個々にされておられる。第5次総合計画の中にも 個々の農家への支援というのは上がってますけれども、全体的に和東町として基幹産 業であるお茶産業を今後将来にわたって、本町としてどう維持していこうとして考えておられるのか、そこが一番大事だと思うんです。当然、ブランド化も大事です。大事ですけど、ブランド化を図られたとしても、維持していくだけの体制が整ってなかったら何もならないわけですから、そこをどう考えておられるのかということをお聞きしたい。

それとあまり時間もございませんので、大きな3点目につきましては、子育で支援につきましては総合計画にありますが、やはり全国を見ても、非常に本町の子育で支援施策は充実しているというふうに思います。ただ、国が今目指しておりますのは、現行のそういった取組にプラスアルファしどういった支援ができるのかということを考えていこうという、そのための今回の交付金でもございますので、そういったことを踏まえて、先ほどございましたが、国の動向なり要綱なり確認をいただいて、より充実した支援をしていただけたらというふうに思います。そのあたり、特にお茶農家の今後の維持の取組について町長のお考えをお願いします。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

はい、お答えいたします。

この維持についてハードとソフトでお答えさせていただきたいと思います。

ハードについては早くから和東町の場合は共同化、そして農協とタイアップしましてグリーン工場で、小規模農家でも農業ができるような状態をつくってまいりました。そこで大きな問題は、共同化の中で共同で構成している中には、高齢化になって跡継ぎがなかったりとかいろいろ出てきますので、この辺の異変がちょっと見えてきておる。そのことがまた新たな工場に集積がかかってきている。そして、転入された方も農業団体をつくられてやっておられるという傾向にあります。言われますように、後継者をどうするかというのは一番大事でありますので、和東町の誇れるようなところ

をアピールする。

その次にソフト面でありますが、和東町の和東茶。ご案内のとおり、宇治茶というのは大きなブランドでありまして、これはブレンドもされてますから、京都産半分でよそ半分であっても問題ない。だけど、和東町にお茶がなくても宇治茶は残るんですね。しかし、和東町の場合は畑がなくて後継者がなかったら和東茶はなくなるんですね。だから、ここのところでみんなに誇りを持ってもらう。

こんな山なりの大変のとこの茶畑をどう維持するか。機械化もできないところで茶農家を守ろうと思ったらお茶のブランド力を高める、地域ブランドして確立する、農家に誇りを持ってもらう、そして、和東町はいいお茶だね、おいしいお茶だねということを世界中に知ってもらう、そのことによって和東茶の後継者が育っていく。こういうことをツアー、体験を通じて、和東町の基幹産業としてこれを育成していくことに努力しております。

ただ、和東茶を守るだけじゃなしに、和東茶を生産している、これを基幹産業でやる、和東町全体の生業を守って初めてこの景観が守られる。景観を守れなくて後継者は育ちません。農業に従事する人があって、そして和東町の生活が守れてこの景観が維持されますので、そういう感覚で今後も頑張ってまいりたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長 (岡田泰正君)

髙山議員。

○2番(髙山豊彦君)

ありがとうございます。

まさに今、町長がおっしゃるとおりなんですよ。ブランド化ができたから守れるか、 そういうことじゃないです。基幹産業であるお茶、これを守っていただける人、これ が大事なんですよね。そのために関係団体と十分な議論をしていただいて、今後、和 束茶を残していくためにどういう事業展開をしていったらいいのかというような議論 を深めていくことが必要だろうというふうに思います。なかなかすぐに答えが出るもんじゃないと思いますが、そういった取組をぜひお願いしたいなと思います。

今回につきましては、第5次総合計画の中でいろいろ見てましても、和東町の将来 像はどうなるのかというイメージがなかなか湧かないんです。だから、今回こういっ た質問をさせていただきました。

お茶産業の維持、また子育で支援の充実、今後のまちづくりにとっては、まちを左右する取組だと思いますし、大きな課題だと思います。また、上下水道の整備事業同様、総合保健福祉施設の整備事業につきましても、住民の期待する反面、多額の予算を投じてする事業でもございますし、総合保健福祉施設だけでなく役場の来庁者も含めて利活用に不便を来さないように取組をお願いしたいというふうに思います。

大変申し上げにくいことですけれども、町長の任期も残すところ、あと2年数か月というところでございますので、ぜひ、この間に第5次総合計画の形が見えるような 取組をぜひお願いしたいというふうに思います。そういったことを期待いたしまして、 私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

高山議員から茶業の振興とか、そういった問題で大事な質問をいただきました。ご 質問の内容を真摯に受けとめながら、今後のまちづくりに反映させていきたいと思い ます。今後ともひとつご協力とご理解賜りますことをお願いいたします。よろしくお 願いします。

○議長 (岡田泰正君)

髙山豊彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後2時40分まで休憩いたします。

休憩(午後2時29分~午後2時40分)

○議長 (岡田泰正君)

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

岡本正意議員、どうぞ。

○7番(岡本正意君)

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

第1に、水道事業について質問いたします。

1点目は、広域化で水道事業の公共性を保持、増進できるのかについてであります。 去る11月10日に第1回京都府水道事業広域連携等推進協議会が開催され、その 場で府全域で水道事業を広域化する方向を確認し、来年3月にも広域化推進を盛り込 んだ計画が策定される方向と報道されております。一連の動きは、水道事業の広域化 や民営化を認め、水道における公的責任を大きく後退させた2018年の水道法改定 を受けてのもので、国が進める命の水まで金次第のやり方に追随する今回の決定は極 めて重大だと考えております。

そこで伺います。

まず、町長は、その協議会の場で広域化方針に賛同されておりましたが、その理由 について答弁いただきたいと思います。

次に、確認でありますが、この広域化というのは水道法上の義務でしょうか、お答 えください。

次に、府計画案では、料金値上げを当然視し、水道法の目的である「低廉な水の供給」をどう保障するかについて全く触れておりません。低廉な水の供給はどう保障するのでしょうか。

次に、府計画案では、「公民連携」、「民間活用」など将来的な民営化につながる 方向性も示しています。これは水道の公共性と相入れないのではないでしょうか。町 長の立場を明確にお答えください。

次に、府計画案では、「水道事業の経営危機」への対策として、国や府の公的責任 や財政支援強化には全く触れておりません。国や府にふさわしい責任と財政支援強化 こそ求めるべきではないでしょうか。お答えください。

この問題の最後に、協議会や示された府計画案の内容を議会や住民に丁寧な説明と情報提供を行うことを求めます。

水道事業の在り方は住民の命と生活に直接影響する問題であり、町には水道事業者 として住民に対して説明責任を果たす責任がございます。明確な答弁を求めます。

2点目に、水道料金等の負担軽減についてであります。

物価高騰の波は収まるどころか、来年以降も値上げラッシュが続き、ますます暮ら しへの負担が増えることが想定されており、引き続く支援強化が求められております。 現在、水道基本料金が来年3月まで免除となっておりますが、来年度以降も基本料金 免除を最低でも継続すべきと考えておりますが、いかがでしょう、答弁願います。

それに加えまして、下水道やくみ取り料金の減免につきましても検討実施を求めた いと思います。明確な答弁をよろしくお願いいたします。

第2に、定住促進のための公的住宅の整備、確保について質問いたします。

大打峠のトンネル開通を控える中、その条件を生かしたまちづくり、特に定住人口の増に向けた施策が強く求められております。中でも定住の受け皿となる住宅の整備や確保が待ったなしです。これまでも繰り返し指摘してまいりましたが、そのためにも一定数の公的住宅の整備と確保がやはり不可欠であり、早急にその計画を持ち、具体化すべきではないでしょうか。答弁を求めます。

その点で一つの提案でありますが、一定数の空き家等を町が借り上げ、必要な改修 を施し、定住促進用の公的賃貸住宅として管理運用してはどうでしょうか。この点に ついてのお考えをお願いいたします。

第3にシルバー人材センターの開設をについて質問いたします。

これにつきましては午前中の村山議員が触れられておりますけれども、私のほうからも伺いたいと思います。

1点目に、開設に向けた進捗状況について、いま一度答弁願いたいと思います。

2点目に、来年度には開設できるように取組強化を求めたいと思います。開設の目途について明確な答弁を願います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

ただいま岡本議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

(1) 広域化で水道事業の公共性を保持、増進できるのか、その①から順にお答え をさせていただきます。

①町長が、過日の「第1回京都府水道事業広域連携等推進協議会」で府が示した広域化方針に賛同した理由は何かという質問でありますが、行政庁の長として国並びに京都府の動きを常に注視し、住民生活はもとより、和東町の行政運営にとって有意に働くことなどの情報を得ることは私の責務であると考えますし、隣接自治体はもとより府内自治体の流れに乗り、和東町の行政運営に役立てたいとも考えています。今回の会議は、「水道事業広域連携等」動向を見定める意味からも、府下全自治体首長が会する機会でもあり、大変意味のある会議であったと思います。

次に、②「広域化」は水道法上の義務なのかについてでありますが、「義務」という理解はしていませんし、行政運営において創設される上位法令、補助、助成などの情報はいち早く入手し、和東町の行政運営に生かせていけるよう取り組みたいと考えているところであります。

次に、③府計画案では料金値上げを当然視し、水道法の目的である「低廉な水の供

給」をどう保障するのかに全く触れていないが、「低廉な水の供給」はどう保障するのか」について、答弁させていただきます。

京都水道グランドデザインは、京都府下水道事業の活性化を目的に作成されたもので、決して料金値上げを当然視したものではありませんし、「低廉な水道水の供給」を目的の一つにあると私は見ています。低廉な水道水を供給する前提として、安心安全な水道水の供給、平常時はもちろんのこと、有事の際にも安定した水道水の供給は、特に必要であります。水道事業を預かる者としては、いかに住民負担を抑え、事業運営を行っていくかが最大の責務であり、安心安全で安定した水道水の供給を保障できるよう努めたいと考えています。

次に、④府計画案では、「公民連携」「民間活用」等、将来的な民営化につながる 方向性も示している。これは「水道の公共性」と相入れないのではないかというご質 問ですが、あらゆる手段手法を鑑み、「低廉な水」の供給を水道の公共性を担保しな がら運営することが主たる目的であることは言うまでもなく、電気・ガス・水道は、 いずれも公共性が高く、住民生活にとって欠くことのできないものであり、電気事業 者やガス事業者は、完全民間でありながらも一定のところで行政が関与しています。

水道事業の民営化については、いつの時代かには本格的な議論をされるかとは思いますが、「安心・安全」、「適正な供給」などの点が今後議論されていくものだと見ています。

次に、⑤府計画案では、「水道事業の経営危機」への対策として国や府の公的責任 や財政支援強化に全く触れていない。国や府にふさわしい責任と財政支援強化を求め るべきではないかというご質問でありますが、ご承知のとおり、「水道事業の経営危 機」は京都府だけの問題ではなく、全国一律の問題であるということであります。

前提として、全国どの自治体においても、大小様々な課題を抱えているということです。もちろん、国や都道府県は、補助金・交付金などという制度を用いて財政支援を行っています。

事例を挙げますと「高料金対策費」などがあり、和東町にとっては貴重な財源となっていることは言うまでもありません。こういった財源を求めるためにはそれなりの努力義務を課せられることは言うまでもなく、国や京都府が進める施策への対応などが必須となるということになります。今回の広域連携もその一つで、枠組みの中で優位な補助金や交付金を受けられるよう努力していくということであります。

次に、⑥協議会や府計画案の内容を議会、住民に丁寧な説明と情報提供をというご質問でありますが、国が水道法の改正を行い、京都府が京都府下における今後将来に向けた「京都水道グランドデザイン」を策定、今回その一部を改定する手続を行っているところで、現時点では、都道府県レベルの協議であり、詳細な情報は近い将来具体化され、見えてくるものと判断をしています。府下自治体が、具体的に取り組む時点になりましたら、議会をはじめ、その内容に応じては、住民のご意見なども聴取、また情報の提供を行うことになろうかとは思います。

現段階では、広域連携に向けた枠組みをどの様に考えるのかといった時点であり、 ほかの自治体同様、国や府の動向を見守っている状況であります。

次に、(2) 水道料金等の負担軽減について、①物価高騰等での生活や生業の困難はますます大変であり、来年度以降も基本料金免除を最低でも実施をについて答弁をさせていただきます。

過年度から数回にわたり「基本料金免除」措置を実施してきた主たる目的は、新型コロナ感染症による経済の冷え込みに対しての取組として行ってきたもので、今回の減免措置は今年度末までとなっています。今後のことは、状況を見据えたいと思います。

次に、②下水道やくみ取り料金の減免の検討、実施をについて答弁させていただきます。

こちらも先ほどのご質問同様、状況を見据えながらの判断とはなりますが、全ての 事業は企業会計での経営となっていますので、それぞれの利用者負担は当然発生する もので、この点については一定のご理解をいただきたく存じます。

続きまして、大きな2でございますが、定住促進のための公的住宅の整備、確保を、(1)トンネル開通も控え、定住促進のための住宅整備や確保が急がれる。公的住宅の一定数の整備と確保に向けて計画を持ち、具体化をについて答弁させていただきます。

和東町が現在行っています公営住宅整備は、低所得者向け住宅の整備事業であり、 一般世帯向け公営住宅整備は行っていません。私の以前からの考え方は、公的住宅の 一定数の整備と確保に向けての計画については、議員もご承知のとおり、PFIなど を活用した民間整備などを視野に入れ、具体化する考えを持っており、(仮称)犬打 峠トンネル開通後を見据え、雇用などの状況を考慮しながら、需要と供給のバランス を考え検討するべきだと考えています。

次に、(2) 一定数の空き家を町が借り上げ、必要な改修を施し、定住促進用の公 的賃貸住宅の整備の検討をについて答弁させていただきます。

議員もご承知のとおり、空き家バンク事業は現在も実施していまして、先ほどの畑議員の一般質問でも担当課長が答弁をしたところであります。空き家の活用については本町も推進していますが、現行は、空き家の利活用という観点から事業を進めています。こちらも需要と供給のバランス重視であり、公的賃貸となると一定のリスクヘッジが不可欠ですし、行政が直接行うのではなく、民間活用も視野に入れ検討することも得策だと考えています。

空き家は、本来居住すべく建築された家屋で、その目的が何らかの事情により役目を果たせていない家屋であり、特に過疎地に多く、有効に活用できる地域資源でもあることから、議員ご質問の趣旨も踏まえ、また、近年注目されつつある2拠点生活の場としての活用なども視野に入れながら、永住目的だけでなく、関係人口の増大にも活用できるような取組も検討するべきだとも考えているところであります。

続きまして、大きな3ですが、シルバー人材センターの開設をについての(2)来

年度には開設できるよう取組強化をについてでございますが、さきの村山議員の一般質問でもお答えさせていただきましたが、各種調査やアンケートを実施し、検討しているところであります。来年度以降設立に向けた準備、具体的には事務所をどうするか、人材の集め方や業務を依頼していただくための方法など、相楽東部未来づくりセンターを中心に、できるだけ早い時期にお示しできるよう進めておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

そのほかについては担当課長から答弁させていただきます。 ありがとうございました。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長(北 広光君)

それでは、岡本議員の一般質問に答弁させていただきます。

シルバー人材センターの開設をの(1)開設に向けた進捗状況はについてでございますが、先ほど町長からの答弁にもありましたとおり、相楽東部3町村での設立を中心に考え、準備・検討しているところでございます。

令和4年度中に事業者向けのアンケート、官公庁アンケートを実施し、その結果を 分析し、ヒアリングや調整会議などを進めていった中で、どのように組織していくの か検討していく予定でございますので、ご理解よろしくお願いいたします。

以上、私から岡本議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長 (岡田泰正君)

岡本議員。

○7番(岡本正意君)

それでは、再質問させていただきます。

まず、シルバー人材センターの問題からですけども、村山議員のほうからもるるありましたので、重ならないようにはしたいと思うんですけども、私もですね、例えば

一番近いとこではこの6月議会でも質問させていただいております。そして、4年前の9月議会でも質問しておりまして、その際に町長はどう言われているか、平成30年の9月議会の答弁で、「早期に実現したい」と言われているんですね。今年6月の課長の答弁でも、「できるだけ早くお示ししたい」と言っているんですね。今、課長も、「できるだけ早く」というふうに言われましたけど、4年前から「早く」と言っているんですけど、これは単なる枕詞なのかというふうに思わざるを得ない状況だというふうに思うんですね。

先日、今、実際に事務をしていただいている未来づくりセンターの方に連絡させていただいて今の状況をお聞きしたんですけども、そこで町長にご確認したいんですけども、未来づくりセンターの方は、今、取り組んでおられますけども、「いつまでに一定期限を切って改正するという方向性を持ってやっておられますか」というふうに聞いたんですけども、「現在はそういう目途は持っておりません」と言われたんです。でも、町長とかは「早期にやります」と言っておられますけど、どちらなんですか。今、全く目途はないのか、それとも「早期に」と言われるんだったら、私は「来年度にどうですか」って聞きましたけども、町長としては、例えば来年度なのか、再来年度なのか、そういった具体的な目途を持って今、取り組んでいただいていますか。どうですか。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

はい、お答えいたします。

先ほども村山議員にもお答えをさせていただきました。シルバー人材センターが府下でも3町が設置していない。そういったところのそれぞれの事情があろうかと思いますが、私は、今ご質問がありましたように、シルバー人材センターをつくって、そして、草の刈りとりとか活躍の場が必要だろうと。そういったことがありますので、

今でも早期に開設したいということであります。

しかし、当初から早期に開設したいということで、朝から例も挙げていただいたんですが、和東町の事業主の参加がなかなかない。南山城村は東部3町で一番先にやっておられるんですが、ゴルフ場とか、いろんなところで確保されてきて、いろんな経験を持っておられます。何とか早いことやるんだったら、そういうところと一緒に広域化だろうという中で取り組んでもらってきたんですけども、しかし、そういう方向の中でもなかなか次に定めていく、今お聞かせ願ったのはそういうことだと思いますが、現実化するのはなかなか難しい段階にあるのかなというように私も思っております。

しかし、つくりたいという気持ちがありますから、もし、広域でだめなら本町となりますが、本町でのシルバー人材の在り方が朝も村山議員にお答えしましたように、そういうことが今は福祉制度としてありますが、また違う面でもできないだろうかとか、いろんな施策を検討していきたいと。そういう意味で、今でも気持ちはやっぱりシルバー人材センターをつくりたい。しかし、つくっていくとなったら前提条件の材料をやっていかないといけない。そのための前座として、今、広域のほうでは未来づくりセンターでもいろいろと調査をしていただいたり、アンケートとかいろんな把握をしていただいているわけなんです。それはそういう前提の下でやろうという中で努力していただいているわけですから、その成果も生かせていきたい。

いずれにしても、そういうものを生かして、何らかの形で実現させたいなというのは、先ほどの村山議員にお答えさせていただいた内容と同様でありますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

岡本議員。

○7番(岡本正意君)

私が聞いてるのは、いつまでに開設するという方向性を持っておられますかって聞

いているんですね。今、言われたように、いろいろ課題というのはおありだというふうに思いますし、その辺の事情というのは理解できると思ってます。ただ、やはり早期に実現をしていきたいということであれば、例えば、いつまでに目途をつけて、そういったアンケートも含めて、実態把握も含めて、仕事起こしも含めてやっていくという目途がなかったら、いつかできたらいいわということでは具体的には進みませんから、じゃあ、具体的に何年度までにやるんだという目標をちゃんと持ってやっていただけないかって聞いているんです。その辺いかがですか。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

この団体をもし広域でなく、最悪町でということになれば、やっぱり団体となれば法的な整備がいろいろあるんでしょうけど、その辺のところの流れの事務をもう少し担当課長に聞かなきゃならないところがありますが、そういう設営が長く難しいということになれば、もう一つ手前でできないだろうかとか、いろんな角度から検討すべきだというのは、朝の村山議員にも申し上げた。一つとして、今、いろんなところの団体でやっているところがあります。現に和東町でもNPOがありますし、そして、いろんな福祉施策がありますが、福祉施策の中に別の部門としてシルバー人材センター的な機能を持たす方法、やり方によってはそれができるのかできないのか。私、早いこと答弁してしまいましたけども、そういうことが可能か可能でないか事務局と十分詰めながら早くというところで指示をしているところであります。

いずれにいたしましても、何年度と言われたら手続上の問題で、やり方によっては 違いますので、そこは申し上げれませんが、所管課長のほうにはこういったものに向 けて何らかの方法でできる方法はないかと、こういうことで今、進めております。で きたら新年度ぐらいにできたらなというように思いますけども、これは希望感で、ま た、町長は新年度と言ってできなかったと言われても何ですので、気持ちだけ受けと めていただきたいと思います。

○議長 (岡田泰正君)

岡本議員。

○7番(岡本正意君)

気持ちだけでなくて、やっぱり具体的に実行を伴ってやっていただきたいと思うんですけども、シルバー人材センターというのは、先ほど来、もちろんそういう援助を求めておられる方に草刈りとか助けていただくとかいうこともあるんですけど、基本的に、高齢になっても働きたいと。やっぱり年金だけではもとないし、少しは実入りできるように経済的にも支えていきたいと、そういう働きたいという意欲に応える事業なんですね。

それがいろんな福祉的な要素もありますけども、例えば社協の関係でいえば基本的にボランティアなんですよね。仕事というよりも有償のボランティアなんです。もちろんそれも重要なんですけども、ただ、やはり労働としてちゃんと最低賃金に基づいて働く場をつくっていくというのがシルバー人材センターですから、そこもしっかりと踏まえ直していただいて、できるだけ早くということが本当に枕詞だけにならないように、気持ちだけにならないように具体的に早期に開設できますように強く要望しておきたいと思いますので、そこはぜひお願いしたいと思います。

それと、次に、住宅の問題ですけども、これまでと大体同じ答弁だと思うんですけど、午前中の議論を聞いておりまして、この間、担当課も含めて、活性化センターも含めて、空き家の掘り起こしであるとか、またそれをあっせんするであるとか、そういったことで大変努力もされて、いわゆる空き家の登録もここ何年かで数倍にもなっていますし、それを利用した移住者の方も実際に出てきておられるということそのものは大変いいことだと思うんです。

さっき課長が言っておられたように、物件がニーズに追いついてないというとこまで来てるということで言いますと、やはりそれは和東町に住みたいとか、興味がある

とか、そういう定住意欲・意向というのがそれなりに高まっているというのが今の状況だと思うんですね。そういうときだからこそ、空き家だけに依存するんじゃなくて、町として一定数の受け皿というのを用意してそういった方を受けとめていくということを一方でちゃんとやりながら、そういう空き家の利活用ということも促進していくと、それが今、取るべきことじゃないかというふうに思うんです。そういう意味で、町としてそういう方向性をちゃんと持つべきじゃないかと。空き家の利活用だけじゃなくて、PFIとか一定の民間の活用も全く私も否定はしませんけども、ただ、PFIとかいうのは、実際のところ今かなり問題になってます。公的な住宅を確保していくという部分での責任を果たせるかどうかという意味では、やはりいろんな問題もありますし、本当に入居される方が安心してそこで住み続けられるという意味では、100も200も造れとは言いませんけども、町としての一定数の公的な住宅を確保していくということが、和東町に来てほしいというメッセージを強く発信できることになるというふうに思うんです。

いろいろ国土交通省とかの住宅施策を見ておりましても、例えば、定住促進住宅であるとか、また、特定有料賃貸住宅の整備であるとか、一定それを自治体として整備した場合に補助をしていくであるとかいうことが謳われております。地方公共団体による賃貸住宅の建設という意味で、やはり和東町にアパートとかがないというのは、民間というのはそこに利益が上がらないと来ないんですよ、介護保険も一緒ですけど。ですから、衣食住っていうぐらいですから、そういう住まいというのは一定公的にちゃんと保障していくということが大事なんですね。和東のように民間のアパートがずっと建ってきてないという歴史的な経過を見ても、ある程度そういったことをしていかないと受け皿はできないというね、民間任せではできないというのが結論だと思うんですよね。

そういう点で、いろんな国の制度等もある中で、町長は町として住宅を抱えるのは 得策じゃないみたいに思ってるかもしれないですけども、そこにちゃんと人が入って くれば税収も上がってくるわけだし、人口も増えるわけですから、そういうことも含めて、長い目で本当によく考えていただいて、町としてそういう公的住宅を一定数持つという方針をせめて議題というか、検討することはやっていただきたいと思うんですけども、その辺もう一度どうですか。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

今の岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

流れとしてはそういう形で整備できて持てることに越したことはないんですが、和 東町の実態からは、民間に頼るという施策がこういった住宅の中で強いという考えで、 PFIとか、そういった空き家の利用、そういうことの検討をしてまいりました。こ の辺で今度トンネルが出来上がりますと、民間のそういったものの可能性があるんじ ゃなかろうかというふうに期待はいたしております。

全て行政でというのも分かるわけなんですが、和東町の組織の状況もあるわけですから、身の丈に合った組織をしていかないと、この頃、経常経費が増えていく。そして、これから公債費と増えてくる傾向になってくる中では、堅実した行政を運営するときに、民間に頼れるものは民間で、行政しかできないものは行政でという基本を軸に考えていくことが私は大事だと思っております。

以上です。

○議長 (岡田泰正君)

岡本議員。

○7番(岡本正意君)

いわゆる行政だけでというんじゃなくて、行政としても一定ちゃんとそういう責任 を負うべき範囲でね、一定数ということはそういうことなんですよね。全て全部公営 住宅でやってくださいというんじゃなくて、例えば10戸とか20戸とか、せめてそ ういう受け皿を町としてキープしておくということが、やはり和東町にぜひ住んでくださいというメッセージを送ることになるわけですから、トンネルが開通すれば自動的に人が入ってくるわけじゃないですから、逆に言えば、出ていくかもしれないというトンネルでもありますから、そこを本当に定住につなげていくという意味では、ここは本気になって人に住んでもらうという町としての構えというのを私は示していただきたいというように思いますし、そこをぜひ方針に持っていただきたいというふうに、ここは本当によろしくお願いしたいと思います。

住宅が必要だということは町長も異論はないと思います。 PFI云々と言われるんだったら、これを言われて何年も経ちますから、じゃあ、具体的にこうしますということが出てこないと議論できませんので、ぜひ、早急にお願いしたいと思います。

そしたら、残りの時間は水道問題でいきたいと思うんですけども、さきの協議会で町長が広域化方針に賛同されたのはなぜですかということについてあまり具体的な話をされなかったんですけど、これは京都府が出してる資料ですから間違いないと思うんですけど、こういう発言をされていると思うんですね。「広域連携に当たっては、1つ1つの課題を解消しながら着実に進めるとともに、経費削減につながることであれば積極的に取り組むべきだと。経営の一体化等で抜本的な広域化の検討を進めることも重要だということで、京都府にその上での強いリーダーシップを発揮してほしいと発言をされてますね。明らかに広域化の方針というのを指示されて、進めてほしいというふうに言われたわけです。

先ほどの他の議員の質問の中で、いわゆるスケールメリットの問題とか言われてましたけども、先ほど町長ね、「メリット・デメリットもまだ精査する段階だ」と言われましたよね。たしかそう言われましたよね。メリット・デメリットもまだ精査する段階で、なぜ広域化がやってほしいなんてことが発言できるのか、そこは理解できないんですけど、まだいいとも悪いとも分からない。なのに、方針は賛成しますと、それはどういうことなんですか。

そこをお聞きしたいのと、スケールメリットと言われますけど、これも京都府のグランドデザインの改定等ってありますよね。これを拝見させてもらってますと、広域化のシミュレーションが出ています。和東町の関係する南部圏域を見ると、50年かけても給水原価というのは3.2円しか抑制できないと。料金値上げというのもほとんど抑制できないという結果なんですね。特に南部は本当に低いです。京都府はこのグランドデザインの中で「有効な基盤強化策の一つである広域化」って言ってますけど、そんな大層に言うほどの有効感があるのかと言わざるを得ないようなね、50年かけてこのとおりですかというぐらいのスケールメリットしかないものになぜそんな期待をかけられるのかと思うんですけど、先ほどメリット・デメリットも分からないのに、なぜ賛同できるのかということ、この程度のことしか効果が見られないようなことになぜ賛同できるか、その辺いかがですか。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

今の質問にお答えさせていただきます。

私は、方向性としてはこういう小規模のいわゆる小さな自治体、少子高齢化で人口も大変な中で、低廉な安心安全、有事の際には、確保というのは非常に難しいというのは日頃から思っております。お互いに近隣の助け合いというか、そういう連携というのは非常に大事だと。そういう総論的に考えているものですから、日頃の計画、そして共に共通するものは、今、東部3町村でも既に取り組んでおります。そういう意味で、取り組める内容についての広域連携、できることから広域連携としてとにかく考えていこうと、こういうことで述べております。

今も話がありましたように、全てそうなるかといったら、もう少し精査していかないとなかなか難しい問題だと。水道の形態も規模も違いますし、いろいろ違います。 私も広域の課題しか見えてないものがたくさんあります。そういうことを乗り越えら れるか、もう少し精査していかないといけない。だから、基本的な方向としては、広域は進めていくだろうと思います。それを実現するためには、個々の課題を精査して、そして1つ1つ乗り越えられるものしかあきませんし、乗り越えられなかったら難しい問題であろうと思います。そういう意味では、一つの意味じゃなしに、今、申し上げましたような方向性と、そして、さらに行くんだったら、精査が必要な課題がたくさんありますということであります。

以上です。

○議長 (岡田泰正君)

岡本議員。

○7番(岡本正意君)

答えておられないですね。

そんな状況なのに、なぜ方向性だろうが何だろうが全府で広域化していくと。しかも、これをずっと読んでますと、要は、京都府で一体になるんだ。他府県ともできたらみたいな話ものってますよね。そこまでいってるんですよ。スケールメリットといったら、昔、市町村合併のときに町長がよく言われたことですよね。だけど、今、平成の大合併がどうなっているかということは誰よりもご存じだと思いますけど、本当にスケールメリットというのは当てにならないですよね。むしろ小さくても輝くと最近よく言われるじゃないですか、町長ね。

そういうことがあると思うんですけど、ただ、町長は先ほど、広域的連携等推進協議会という場所が一体どういう場所なのかということを多分ご存じなのかどうかということなんですけど、先ほど何か有意義な意見交換ができてよかったわみたいなのんきな話をされてましたけど、この協議会という場所は水道法に位置づけられているんですよね。どう書いてあるかなんですよね。

確かに、協議を行うということが書いてあります。しかし、こう書いてあるんです よ。「協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議の結 果を尊重しなければならない」と書いてあるんですよね。尊重しなければならないんですよ。義務ですよ。

町長はそこに行かれて、広域化方針で一致してそれで行きましょうということに対して賛成されたわけですよね。そこでそういうものが整ったと。和東町として今後広域化という方針を法的に尊重しなくちゃならなくなったんですよ。そういう重大な判断をされてきたんですよ。

あそこは単に意見交換をする場ではないんですよね。そういう認識を持っておられないでしょう、町長。私たちに何ら説明もされてない。住民に対しても広域化の方針が一体なぜいいのかとかいう話を何もされてない。にもかかわらず、そこでそういうお気楽な話をされて、尊重しなければならないようなことを決めてこられたわけです。大変重大な判断だということを指摘しておきたいと思うんです。

それで、いわゆる低廉な水の供給をどう保障するのかという話なんですけど、先ほど町長は、私が言ってるそういうことが全く触れてないということは、そうじゃないと言われましたよね。そうですか。ここに書いてありますよ。「経営状況の悪化が予想されるので、安定した経営が持続できる料金設定が必要だ」と言っているんじゃないですか。水道料金が上昇するから抑制に向けた対策が必要だと。さっき言ったように、抑制のためにシミュレーションしたらその程度ですよね。倍ぐらいに引き上がるけど、ちょっとした部分しか下がらないというのが結果じゃないんですか。

それで、改定された水道法でも、水道の基盤強化とか広域化とか民間との連携とか進めるにしても、低廉な水の供給に責任を負うということは一つも変わってないんですね。枕詞みたいに、先ほど課長も、広域化は住民負担を軽くするためにと思ってますと言われたんですね。思ってるかどうか知らないけど、全く逆じゃないですか、デザインの計画の中ではね。低廉な水になるなんていうことに見通しとしてなってないじゃないですか。でも、水道法では、低廉な水の供給は責任負ってやるってなってるわけですよ。それを広域化でも何でも、それはそれでいいかもしれないので、とりあ

えずそれの方向で行くとして、今よりも低廉な水になるっていう保障ってこの中のど こにあるんですか。町長の言う低廉な水の保障っていうのはどうですか。この計画で それはどう保障されるんですか、答弁願えますか。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

はい、お答えいたします。

そこは岡本議員との認識の違うところがあります。といいますのは、岡本議員の質問は、現在の水道水を固定して、これより先もっと低廉なのか維持なのか、その保障はあるのかという、現時点を固定してそれを見てやっておられます。そうじゃなしに、和東町のこれからというのは、どういう状況で水道法に反映していくのかいうのは分かりません。今の数字そのものが何年続くかというのは非常に難しい状況にあります。そういう社会状況を踏まえて、その中でも低廉な水を確保していかなきゃならない。常に行政は低廉な水と安心安全な水の確保、そして有事の際には住民に不便をかけないというような状態をつくっていくことが求められております。それは社会状況等を見定めて考えていかないといかんと。

今、岡本議員の低廉なというのは、今現在安いのをいつまでも守れる保障があるのかないのか、そういうことを言われますが、社会状況に応じて、そういった動きの中で低廉というのは、住民に負担のかからないように努力していくのが行政の務めであります。そのためにはどういうことが必要か。

既に和東町は広域で取れるところは広域で取っております。クラウドを利用できるところはクラウドを利用しております。そういう意味で、3町村で一緒にやっているものもあります。そういったもので少しでも低廉な努力をしておりますし、これからも広域の要素というのは非常に重要な方向であると思っております。

先ほども言いましたが、まだ課題全部が解決するものでもないわけですから、1つ

1つ精査し見定めていかないと、全部できるのか、部分的にできるのか、一定の内容だけできるのか、こういったことを今後見定めていく必要があるというふうに申し上げているわけなんです。一つのことに固定化されるんやなしに、やはり柔軟に、そして先ほどもありましたように、やはり首長としては住民の低廉な水の確保の環境を守るための情報というのは非常に大事です。仕入れ制度そのものも利活用していかなきゃなりません。そういう責任があります。全て触れないと、全ていかないと、そういう中で果たして責任が全うできるのか、私にはその辺は少し疑問に感じます。

○議長 (岡田泰正君)

岡本議員。

以上です。

○7番(岡本正意君)

低廉な水の供給というのは、法律で生まれた行政の責任なんですよ。努力すればいいというもんじゃないんですよ。社会情勢の変化によってと言われますよね。そんなことはないですよ。どんな場合でも水っていうのは人間が生きていく上でなくてはならないですよね。お金がないからといって飲まなくていいとか、使わなくていいとか、ジュースじゃあるまいしね、そうじゃないですよね。あなたはお金を持ってないんだから水はあげませんと、供給しませんということでないですよね。だから公共性があるわけですよ。そうでしょう。

先ほど町長そう言われてましたよね。水っていうのはそういうもんだと。ということは、低廉な水の供給というのは、どんなに社会情勢が変わったとしても、どんなに経済的に大変な人でも、安心してお金の心配なく無理なく使えると、そういうレベルのことですよ。

今の和東町の水道料金が低廉だと私は思ってませんよ。今年たくさん上げましたからね。倍まで上がったわけですよ。これ以上また上がったらどうなるんですか。和東町の水っていうのはもう既に低廉じゃないんですよ。誤解されないようにしてほしい。

これ以上、上がったらだめなんですよ。そのために広域化するっていうんだったらいいですよ。でも、これを見ていると、広域化したって全体平均ですと倍ぐらいになりますよね。それは町長の言う、それでも低廉な水を供給しているっていうことですか、どうですか。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

この点についての考え方はちょっとニュアンスが違うんですけども、今、岡本議員は、低廉なということに絞って言っておられます。私たちが水道を維持していくのには、住民になるべく負担がかからない努力をしていかなきゃならない。それともう一つ大事なのは、安定して安心な水を送ることなんです。この最大公約数でどの辺で設置するかというのが非常に求められております。一部分を捉え「低廉」「低廉」と、安定・安心のことも大事なんです。そして、私が先ほども言いましたように、今日これだけいろいろな問題が起こるときに、和東町で孤立してしまうときもあるわけですから、有事の際にどう確保するか、こういうことをトータルで含めて住民に設備として維持していくことが私は大事だ思っております。

「低廉」「低廉」で考えていくということで、もう一回繰り返しますが、 低廉で安定・安心、有事の際でもいろんな面において水道制度が維持できる、このた めに最大公約数においてどう設置するか、ここが行政の判断だと思っておりますので、 ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

岡本議員。

○7番 (岡本正意君)

それは町長一流の言い換えというかね、都合のいい考えだと思うんですよね。水道 法にこう書いてありますよね。「水道の基盤を強化することによって清浄にして豊富 低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」と書いてあるんですよね。それは一体なんですよ。基盤強化の方法が広域化なのかどうなのか、私は、別にここに書いてある課題がそこまで分かっているんだったら、京都府は適切な財政支援をすればいいと思うんです。はっきり言ったら、それだけの問題だと。

国だって防衛費にあほみたいなお金を使う暇があるんだったら国民の水を守りなさいと言いたいと思うんですよ。安全保障ってそういうことでしょうて思うんですよね。町長はね、低廉は低廉だと。だが、こっちも大事なんだと。こっちも大事じゃないです。これがあってこれなんですよ。分かります。低廉な水を供給するというのは町長の責任なんですよ。そこを何かそればっかり言われてもみたいなね、それは無責任な解釈だと言うんですよ。だから、この4月みたいな乱暴な値上げができるんですよ。情勢が変わったから、これが低廉だみたいなね、そういう都合のいい解釈ができるんですよ。ですから、こういった方針に賛成されるんだったら、法が言ってる低廉な水を供給すると。どんな方であっても命を維持し、生活を維持するために必要不可欠な水を安い料金でちゃんと供給できる、そこに責任を持ってくださいよ。それがあなたの責任でしょう。それに責任を持てないんだったら、こんなことに安易に賛成しないでくださいよ。今後そこをちゃんと踏まえて京都府の会議に行かれるんだったら安易な発言をされずに、ちゃんとよく考えて判断いただきたいなと思いますし、その上でどういう方法を取ったとしても、低廉な水の供給をするっていうのが責任ですから、そこを忘れないでいただきたいと思います。

それでですね、先ほどいわゆる民営化の問題について町長は特に否定されてなかったですよね。私はこれは大変重大なことだと思うんですよ。 1 1 月 2 7 日付の京都新聞を読まれましたか。「資本主義の先に 脱民営化」というテーマで、パリの水道の民営化を先んじてやったとこが、今、再公営化していっているという記事ですよね。これを見ますと、要は、もともとは大手の水メジャーに民営化を任せていたけども、

2008年に再公営の判断をされた。この水メジャーがやる中で水道料金が3.5倍にも上がり、情報公開もほとんどされない。そういう再公営化を図っていった中で、この間、水道料金を下げてるんですよね、この物価が上がっている下でも。実際パリのやっておられる方はこう言っておられます。「短期の利益を追う民間企業には公営のような経営は不可能だ」と言っておられるわけですよね。このパリが再公営する流れというのはフランス中に今、広がっていて、この間、新たに水道民営化の事例は一つもないというわけですよね。パリから撤退したヴェオリアという水メジャーは、今年宮城県の上下水道を運営することになっているわけですね。宮城県は売り払ったわけですよね。そういう愚かなことをしているわけですよね。

私ね、ここの記事っていうのは、これから日本がというか、今、広域化と言ってますけど、そういった流れに乗っていく果てがここですよ。そういった方法は、もう失敗してるんですよ。

拓殖大学の先生は、「水道のように競争が存在しない場合、民間企業で経営が改善することはあり得ない」と言ってるわけですよ。国鉄民営化なんかも今はぼろぼろだと。郵政のほうもそうだと。そういうことがここに大変教訓的に紹介されているわけですけども、町長はこういった指摘に対してどう思われるかということなんですよ。それでも民営化というのは選択肢になるのかと、私はそこが金もうけの企業に任せてはならないと思うんですよね。本当に水を守りたいんだったら、そこぐらいはちゃんとした態度を取って、そういう方向に行ったら絶対に許さんと、反対しますと、既に破綻しているようなことに乗ることはできませんというぐらいの態度は取っていただきたいと思うんですよね。どうですか、町長。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

今いろいろとありますが、民営化も一つの方法で、これはいろんな協議会の中でも

議論される内容ですから、そういう中にいろいろと議論されていって、そしていろんな課題があるようであれば、その課題一つずつ乗り越えていくと、こういうことであるうと思います。

方向性は、一つの方向としてはありますが、1つ1つの中では私もその場で申し上げておったようにですね、課題があるわけです。その課題を1つ1つ精査し乗り越えていく、そういうことであるわけですから、その記事もそういった議論の中の一つになってくるのかなと、このように思います。

それと、先ほど低廉かということで、水道法には基づいておりますけども、私たちの場合は、水道法とかいろんな法律に基づいて、やっぱり私たちの責任は安心安全な水、そして住民の命に関わる問題ですから、これは住民にとって利用しやすいような設備・制度を維持していくのは私たちの努力であります。そういう意味によって、いろんなことをいろんな場に行って、申し上げることは申し上げ、聞くことは聞き、改善することは改善、こういう道は何で行ったかやなしに、いろんな場所をのぞいていって、発言もし、意見も述べ、受け入れられるものは受けていく、こういうことが私は大事だと思っております。

くどいようですけども、小さな町で多くの課題を抱えております。1つ1つ共通してみんなで考える問題もあります。そういう意味で考えていきますと、こういう場所というのは私どもは非常に頭を痛めている中では、よい意見交換ができるというように思っております。そういう意味で、これからも何回か集まっていかれると思いますが、その中では私たちのそれぞれの課題も申し上げていき、述べることは述べて、そしていろんな方向性を探し求めていく、こういうことで臨んでいきたいなというように思っております。

そういう意味ではですね、私はこういう場があるというのは非常にありがたいと思っています。だから、岡本議員が言われるように、一つのことにこだわられて物を申されますけども、もう少し全体的な流れを把握していただいて、そして一つのいい方

法を見つけ出してもらうということをしないと、たった一つの側面だけで物を見ていかれると大事なとこを見落とされる可能性があると思いますので、これからも水道行政はそういう意味でよろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

岡本正意議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、次回の本会議は、明日12月14日午前9時30分から本議場で再開いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後3時41分 延会

上記議事録は、その内容を正確にして事実に相違なきことを証するため、地方自治 法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 5 年 2 月 14 日

和東町議会議長 岡田泰正

署名者 和東町議会議員 岡田 勇

和東町議会議員 髙 山 豊 彦